

令和5年 第16回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和5年9月21日(木)

午後1時30分

場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第14回、第15回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

(1) 地域活性化・生活環境向上特別委員会の概要について

——別添1

(2) 未来創造・教育力向上特別委員会の概要について

——別添2

5 協議事項

6 議 事

議案第104号 職員の人事について

——当日1 (秘)

議案第105号 職員の人事について

——当日2 (秘)

議案第106号 令和6年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について

——別添3

議案第107号 川口市学校給食運営審議会への諮問について

—— 1

7 その他

8 閉 会

議案第 107 号

川口市学校給食運営審議会への諮問について

このことについて、別紙のとおり諮問をするため、川口市学校給食運営審議会条例（昭和 53 年条例第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 9 月 21 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

学保発第 号
令和5年 月 日

川口市学校給食運営審議会長 様

川口市教育委員会

学校給食費について（諮問）

本市の学校給食費は、物価高騰の影響による食材料費の値上げに対し、給食費の保護者負担を据え置いたまま、令和4年度下半期には小学校では1食あたり32円、中学校では1食あたり41円の不足額について、国の地方創生臨時交付金を活用して公費により対応してきました。

また、昨年7月には貴審議会に「学校給食費の改定」について諮問をいたし、適切な学校給食費についてご審議いただいた結果、令和5年度の学校給食費については、小学校では1食あたり273円、中学校では324円とする価格が妥当であるとの答申を得て、給食費の改定を実施したところでございます。

しかしながら、その後も改定した給食費を上回る物価高騰が続いており、ご飯やパンなどの主食や牛乳が値上がりしたことから、おかずや果物といった副食料費を減額して対応している状況となっております。

こうした状況のもと、献立内容の工夫や調理工程の見直しなどにより、安全安心な学校給食の提供に努めているものの、現行の学校給食費で質を保った給食を提供し続けていくことは難しい状況となっております。

つきましては、今後も児童生徒に安全安心で、魅力ある学校給食を提供し続けていくため、適切な学校給食費について専門的分野から広くご審議いただきたく、川口市学校給食運営審議会条例第2条第1項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

地域活性化・生活環境向上特別委員会

の概要について

日 時 令和５年８月１８日（金）

午後１時３０分

場 所 議会第３委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

1 神根運動場周辺整備事業について	…… P 1
-------------------	--------

【質疑応答概要】	…… P 3
----------	--------

(現地視察)

神根運動場周辺整備事業について

(参考資料)

資料 1 神根運動場周辺整備基本計画（概要版）

資料 2 現況図及び計画図

1 神根運動場周辺整備事業について

(1) 基本計画策定の経緯

水泳競技において優秀な成績をおさめた選手を多く輩出してきた埼玉県であるが、国内の主要大会などが開催できる公営の屋内50m水泳場がなく、天候に左右されず競技に集中できる水泳場の整備は、水泳競技に関わる方々の悲願であった。

平成29年に埼玉県が整備の検討を表明したことから、古くから水泳に対する熱意が非常に高い本市としては、令和元年12月及び令和2年10月に、県に要望書を提出するなど、積極的な誘致活動を展開した。

令和3年3月、「埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備地選定委員会」において、本市神根運動場及び神根公園が屋内50m水泳場の整備最適地に選ばれた。

本市としても、埼玉県の水泳場整備に併せ、川口市立北スポーツセンター及び神根西公民館を含む神根運動場周辺を、子どもから高齢者まで多様な世代が集う新たなスポーツ拠点とすべく、令和5年3月に神根運動場周辺整備基本計画を策定した。

(2) 計画概要

ア 現況調査

- (ア) 整備予定地の概要（資料1・1ページ）
- (イ) 既存施設の現況（神根運動場及び北スポーツセンター）（資料1・2ページ）
- (ウ) 神根運動場及び北スポーツセンターの利用状況（資料1・3ページ）
- (エ) 国等の施策方針及び先進事例研究（資料1・4ページ）
- (オ) 現状における課題と検討の方向性（資料1・5ページ）

イ 基本計画

- (ア) 整備コンセプトの整理（資料1・6ページ）
- (イ) 整備方針の検討（資料1・7～9ページ）
- (ウ) 各施設の機能・規模の検討（資料1・10～13ページ）
- (エ) 配置計画の検討（資料1・14～20ページ）
- (オ) 事業スケジュールの検討（資料1・21ページ）
- (カ) 公園整備の実現に向けた検討（資料1・22ページ）
- (キ) 事業化に向けた課題（資料1・23ページ）

ウ 事業手法の検討

- (ア) 施設等の供用部分に関する検討（資料1・24ページ）
- (イ) 事業の評価及び事業手法の決定（資料1・24、25ページ）

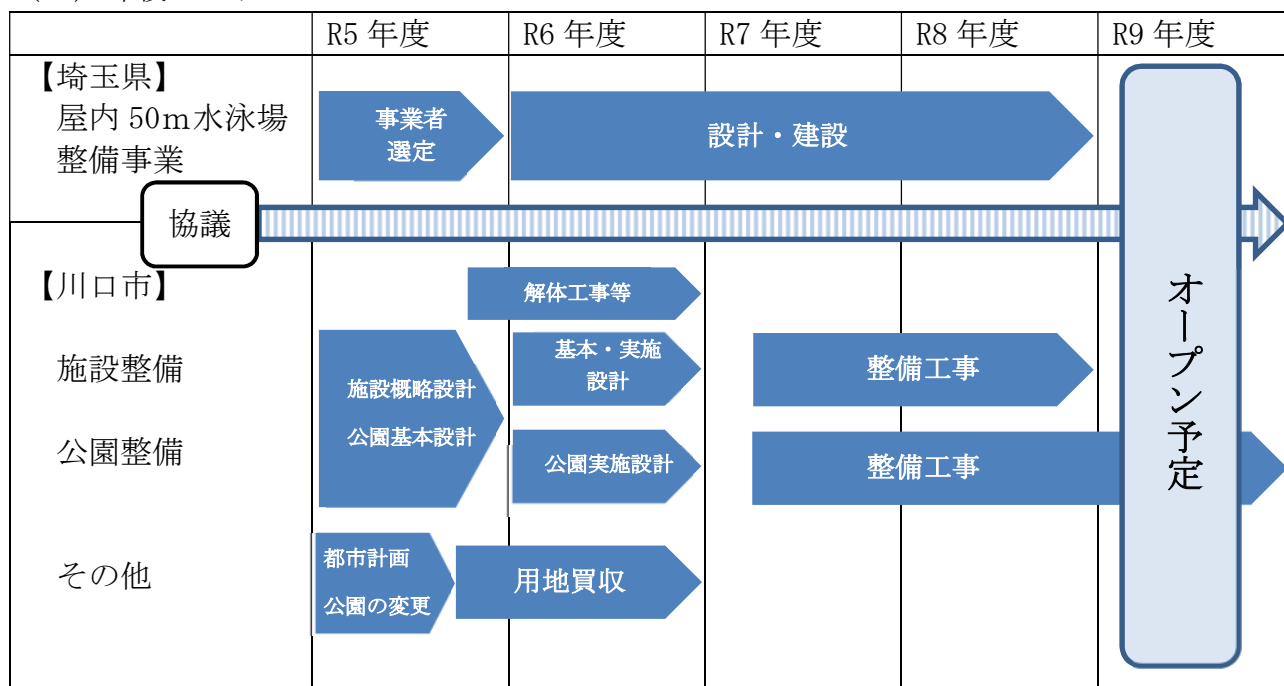
(3) パブリック・コメントの結果

- ア 意見募集期間 令和5年2月16日(木)から令和5年3月17日(金)まで
 イ 意見提出者 8者
 ウ 意見 10件

(4) 住民説明会の結果

- ア 開催日 令和5年2月3日(金)
 対象者 近隣住民等
 参加者 合計9人
 イ 開催日 令和5年3月6日(月)
 対象者 神根地区 35町会・自治会長
 参加者 32町会・自治会長
 ウ 開催日 令和5年5月16日(火)、19日(金)、21日(日)
 対象者 神根地区 町会・自治会
 参加者 合計85人

(5) 今後のスケジュール



地域活性化・生活環境向上特別委員会質疑応答概要

(令和5年8月18日開催)

教育総務部 スポーツ課

質 疑	応 答
1 神根運動場周辺整備事業について	
< 質 疑 > (福森 悦子 委員) 概要版5ページに公園の賑わい、飲食スペースの不足を課題として挙げているが、カフェやレストランの導入を考えているのか。	(スポーツ課長) 広場には公園利用者が利用できるものを検討しているところである。今後、運動施設を含めた全体的な運動公園の整備計画の中で検討していく。
(福森 悦子 委員) 15ページ中段に、公園内で歩車が混在による安全性に対する課題とあるが、どこが歩道でどこが車道か教えて欲しい。	(スポーツ課長) 現在使用している南側の出入口は、歩行者専用となる予定である。メインとなる車両の出入口は、たたら荘通りの見沼用水脇にある南側駐車場の出入口と、幹線第44号線の埼玉学園大学前あたりに北側駐車場の出入口を予定している。この2か所が市施設の駐車場出入口となっており、北中学校南側が県施設駐車場の出入口となる予定である。
(福森 悦子 委員) 県施設に団体の大型バスが入る場合に出入りが可能なのか確認したい。	(スポーツ課長) 団体バスについては、南側駐車場の出入口が広がっているため、こちらに大型バスの駐車スペースを確保できるよう考えている。

質 疑	応 答
(福森 悦子 委員) ランニング走路の計画があるが、どこに作るのか。また、ほかの公園と差をつけて何か作るのか。	(スポーツ課長) ランニング走路については、様々なご意見をいただきながら、今後、配置計画の中で検討していく。
(福森 悦子 委員) パブリックコメント等の意見を具体的に教えて欲しい。	(スポーツ課長) 主な意見として、現在利用している施設はいつまで使えるのか。整備後、どのような利用方法になるのかなどの意見があった。また、県の水泳場が出来ることにより利用が増え、周辺道路の交通量が増えるのではないかと。さらに工事騒音についての意見をいただいた。
(飯塚 孝行 委員) 資料１の１７ページ、雨水貯留施設の配置計画の中で、「条例で必要な貯留量」とある。県の条例と思うが、県ではどのくらいの貯留量を想定しているのか。県と市が管理する施設全体でどのくらいの貯留量を考えているのか。市としてはどのくらいの規模の貯留施設を計画しているのか。	(スポーツ課長) 埼玉県条例では、１ヘクタール当たり９５０トンの貯留施設を整備することとなっている。基本計画の中では、全体で４万５，０００トンの貯留施設を検討しているところである。基本設計では費用を抑えた設計を検討していく。 (市長室理事) 補足として、この区域は調整区域であり、開発を行った場合は、１ヘクタール当たり９５０トンの水をとることになっている。４万５，０００トンと増えている量に関しては、この地区は湛水地

質 疑	応 答
(福森 悦子 委員) 資料２の現況図では、神根運動場はサッカー場とかソフトボール場とか施設が分かれているが、計画図を見ると屋外運動施設となっていて、ソフトボール場がどこか決まっていない。競技種目を決めないで策定していくのか。 (菅野 静華 委員) 神根運動場を少年野球やリトルシニアの方々が利用しているが、その方々は整備後も優先的に利用できるのか。	域となっているため、盛土をするなどの開発行為をした場合は、余計に水量をとらなくてはならない。この件について、コンサルタントを入れ、どのような調整をすればいかに経費を削減できるか、検討しているところである。工夫をしながら市の支出を抑えられるよう検討し、運動公園の整備を行いたい。 (市長室理事) 基本計画の中では、運動施設が取れる場所を緑色で示している。新たに約１６．５ヘクタールで整備するにあたり、都市計画公園として都市計画決定を行った。このことにより、緑化率を２５パーセント以上にすることや、運動施設を５０パーセント以内にすることなど法的な規制がかかってくる。それをうまく活用し、今まで神根運動場を使っていた皆様が極力今のスポーツを維持、共用しながら活用できるよう、基本設計の中で検討していく。 (教育総務部長) 市民選手権などの連盟や協会の公式大会等は事前に日程調整を行わせていただくが、予約に関しては市の予約システムを利用して、市民の方と平等公平に利用していただく形を考えている。

質 疑	応 答
(菅野 静華 委員) 今まで利用していたところも、もう1回申請し直して、新たに行っていくのか。	(教育総務部長) 資料1の7ページ、左側の北スポーツセンター、神根西公民館及び神根公園の東側に野球ができるスペースがあるが、こちらについては、今まで利用していた団体も大会の日程調整を行いながら、利用するときには、抽選予約を行い利用しているところである。資料2ページの⑥野球場、⑦ソフトボール場については、行政財産の使用許可で利用計画が決まるまで、団体の方に管理をお願いし、利用いただいている。⑥の野球場を利用しているリトルシニアについては、硬球を使っており危険度が高いことから、今後の検討課題となる。ソフトボールについては、大会日程等は調整させていただき、今までのように自分たちだけが使えるということではなく、この施設整備全体がどのような競技でも使うことができ、広く利用に繋げていきたいというのがコンセプトのため、そのような形で進めていきたい。
(江袋 正敬 委員) 資料1の10ページ新旧整理表の中で、プール機能は全て中止という形になっており、隣に県のプール施設ができるため中止というのは分かるが、今まで北スポーツセンターにプールがあったということもあり、今後、県のプール施設の使い	(スポーツ課長) 今までのプール利用者が引き続き利用できるようにしていきたいと考えてはいるが、まだ県がPFIで進めている中で、事業者が決まっていないため、今後は事業者が決まり次第、市民の方が利用しやすくなるような方法を協議していく。

質 疑	応 答
方に関して、今の段階でどのように考えているのか。 (江袋 正敬 委員) 国際規格のプールということで、例えば辰巳であったり、横浜のプールであったりと、その規模と同じような位置づけになると考えられる。北スポーツセンターのプールがなくなるということで、これから県と協議をしていくとのことだが、市民の方たちが利用しやすいよう、深いプールであれば、床が上下するような形で、小さなお子様まで使えるぐらいの施設を整備するなど、今までの利用と遜色ないような形になるよう要望する。 (要望) (碓 康雄 委員) 資料2の現況図・計画図を見ると、現況図はかなり広く運動施設があるが、計画図では、運動施設1・2・3と面積的には、こちらの方が格段に狭い。その中で、どのような競技でも使えるということやこれまで以上に幅広い市民の方々に利用していただくこととするためにどのような工夫を考えているか。	(市長室理事) どのようなスポーツでも対応できるというのは、基本的には広場でできるスポーツに関しては屋外施設2を見ていただくと、この中で例えばソフトボールや少年野球ができる、他にサッカーやラグビーも行えるというような形では検討はしていきたい。ただ従前のグラウンドを縮小しているため、神根運動場でできていたスポーツに関しては、最優先に考えていく。それを主体としながら、整備計画は進めていきたい。

質 疑	応 答
(中川 峻一 委員) 資料１の４ページにある、南池袋公園を参考にされており、この公園はアクセスが非常に良い場所だと思うが、西東京いこいの森公園のファーマーズマーケット等も含め、人気のイベントがあると、本市だけでなく他の市からも来ることが予想され、交通の部分、アクセス面において、非常に重要になってくると考えられる。アクセス部分についてスポーツ施設としてだけではなく、イベントも開かれるということも含めて、どのように考えているのか。 (中川 峻一 委員) ５０メートルプールは非常に需要があるとされ、色んな競技者に使われていくため、アクセスに関して、安全性の部分など県のところになるかもしれないが、十分検討いただきたい。(要望)	(スポーツ課長) 交通アクセスについては、大勢の方に来ていただくことを想定し、大型バスについては、南側駐車場にバス停留場を作り、大型バスを受け入れる予定である。バス利用等が多ければ、グリーンセンターの駐車場を借りるなど、大勢の方を受け入れられるよう県との協議をしていく。公共交通機関については、国際興業と交渉しているところではあるが、バスの運転手が人手不足により確保できないため路線が増やせないという回答をいただいている。市のコミュニティバスの運行を拡大ができないかというところを検討しているところである。
(碓 康雄 委員) 県のプールが全国的な大会の開催を想定しているとのことだが、そうした全国的な大会が開催される場合に、何人くらいの人がここに集まるのか。何台ぐらいの大型バスが集まってくるのか。	(市長室理事) 県の方で算定中であるが、県のプール施設の観客席が約３，０００席用意しており、それに加え、大会関係者が約３００人だと想定すると、約３，３００人が最大の人数ではないかと考えている。

質 疑	応 答
どの程度の想定をしているか教えていただきたい。 (柳田 つとむ 委員) 資料1の17ページの(3)公園施設の配置検討⑤のクラブハウスについて、配置位置と規模を聞かせていただきたい。 (柳田 つとむ 委員) 16ページの(2)屋外運動施設の配置検討だが、今回の基本計画では北中学校が神根運動場の	大型バスで来るチームなどによるが、基本的に普通車の最大の台数でいくと、850台分の駐車場を用意している。なお、基本的には南北に通っている道路を公園側は拡張し、道路を極力広げたい。また、県のプールの方の駐車場から入ってきた車が市の駐車場を通り、回遊できるようなルートを取りながら、極力敷地内で渋滞を緩和するような計画を考えている。大型バスについても、多くのバスが来ると想定される場合は、通常は運動場として利用していただく多目的広場を一時開放し、駐車場として利用する対応を考えている。正式な数字については、県の方にも問い合わせているところだが、現在回答をいただけない状態のため、PFIの業者が決まることで、その数字は出てくると想定している。 (市長室理事) クラブハウスは、北中学校プールの東側に配置予定であり、受付等の機能を持たせる予定である。着替え等については建物の規模が150平方メートルであるため、現在検討中である。 (教育総務部長) 14ページに北中学校が白く示されているが、運動公園区域のさらなる拡張については、新たな

質 疑	応 答
真ん中に配置されている。学校教育においては、将来的な人口減少もあり、また、学校の老朽化した施設も多いということもあることから、建て替えを検討しないといけいない状況が来るかと思う。その中で、学校の適正化、適正規模を考え将来的に見据えた中で、北中学校をどのように考えているのか。	競技とスポーツ施設の充実につながるものと認識している。その中で、北中学校の活用については、区域外の学校用地の確保が大きな課題である。そのほか様々な課題がある中で、周辺の土地を含めて運動公園区域の拡大を視野に入れながら、関係部局と連携を図りながら調査研究して参りたい。

神根運動場周辺整備基本計画

概要版

令和 5 年 3 月

川口市

神根運動場周辺整備基本計画【概要版】

1 章 現況調査

はじめに

- 埼玉県は、オリンピックをはじめ多くの大会で優秀な成績をおさめた選手を多く輩出してきた「水泳王国」であるが、県内には国内主要大会などが開催可能な県営の屋内50m水泳場がなく、水泳場建設は水泳競技の選手や携わる方々の長年の悲願であった。
- 川口市（以下「本市」という。）は、過去に埼玉県で開催された国民体育大会で青木町公園総合運動場の屋外プールが競技会場となるなど、水泳に対する熱意が高い地域であり、これまで水泳場の誘致活動に取り組んできた。
- 令和2年に「埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備地選定委員会」が設置され、令和3年3月に当委員会は、屋内50m水泳場の整備候補地として、神根運動場及び神根公園に決定、令和4年3月に埼玉県は「埼玉県屋内50m水泳場整備事業基本計画」を公表した。
- 以上より、本市としても、埼玉県の整備計画に併せ、川口市立北スポーツセンター及び神根西公民館を含む神根運動場周辺を一体的に整備する方針を示し、令和4年（2022年）3月に「神根運動場周辺整備基本構想」を策定した。この基本構想を踏まえ、市施設、屋外運動施設、公園等の必要機能、配置等を検討し、広く市民に愛される総合運動公園として具体化することを目的として、令和5年3月に「神根運動場周辺整備基本計画」を策定した。

1. 整備予定地の概要

- 整備予定地である神根運動場及び神根公園では、昭和46年（1971年）に北スポーツセンター及び神根西公民館が開設され、神根運動場は、平成6年（1994年）に設立した。その後、サッカー場兼ラグビー場、少年サッカー場、ターゲットバードゴルフ場が整備され、市民等のスポーツ振興の拠点として機能し続けている。
- 周辺には「川口ジャンクション」があり、東西南北を結ぶ首都圏における高速道路網の要衝となっていることから、車での来訪者が多い状況である。
- また、整備予定地は市街化調整区域であるため、開発行為は原則禁止となるが、都市計画法34条の立地基準の要件を満たす開発行為は許可される。



所在地	埼玉県川口市大字神戸767-1他
敷地面積	神根運動場：約11.9ha、神根公園：約2.7ha、北側用地：約1.95ha
区域区分	神根運動場、神根公園、北側用地：市街化調整区域
建ぺい率	神根運動場内：50%※、神根公園内：22%、北側用地：50%※ ※部分的に60%
容積率	神根運動場内：100%※、神根公園内：100%、北側用地：100%※ ※部分的に200%
交通アクセス	電車：JR武蔵野線 東浦和駅から徒歩25分 バス：JR京浜東北線 蕨駅から約20分「北スポーツセンター」下車 自動車：東京外環自動車道 川口中央ICから約1.1km、川口西ICから約2.4km
法的な位置付け	神根公園：都市公園（近隣公園）

2. 既存施設の現況（神根運動場及び北スポーツセンター）

- ・ 神根運動場に含まれる運動施設は多岐にわたる。昭和46年に整備され、長らく利用されてきた施設も存在する。平成6年から平成23年にかけて順次整備を進めた結果、現在の施設構成となっている。
- ・ 北スポーツセンターには、神根西公民館を含み、体育館（バスケットボール2面）、室内温水プールが備わっている。築後約50年近く経過し老朽化が進んでいる。
- ・ 公共施設の再編・複合化の観点のもと、住民ニーズにあった施設構成の検討が求められる。

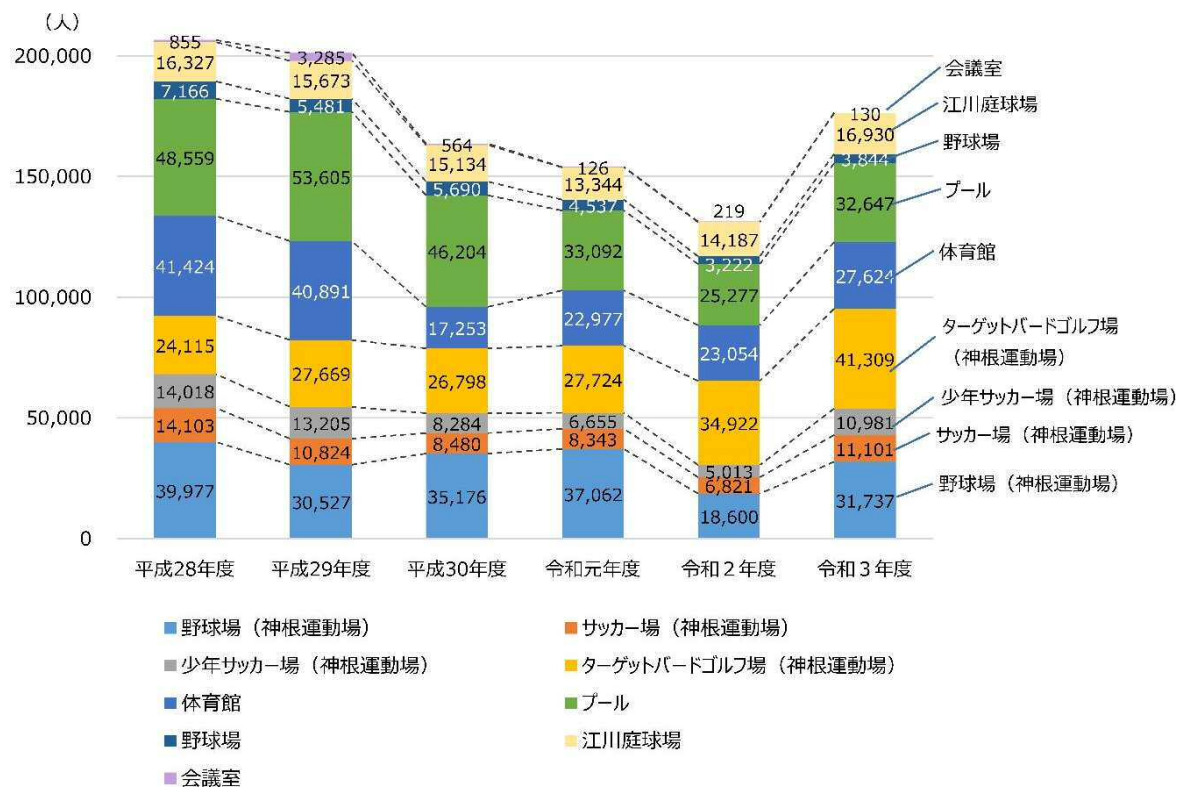


施設名	面積 (㎡)	完成年月日	主な施設
①北スポーツセンターソフトボール場	5,165	昭和46年5月	ソフトボール場1面
②神根運動場野球場	約22,000	平成6年6月	野球場4面
③神根運動場競技場A	約13,000	平成11年4月	サッカー場兼ラグビー場1面
④神根運動場競技場B	約5,173	平成11年4月	少年サッカー場1面
⑤神根運動場競技場C	約13,698	平成13年12月	ターゲットバードゴルフ場1面
⑥野球場	約19,540	平成17年9月	野球場1面
⑦ソフトボール場	約12,500	平成17年10月	ソフトボール場1面
⑧少年ソフトボール場	約4,500	平成18年3月	少年ソフトボール場1面
⑨青少年野外活動広場	約1,370	平成23年9月	青少年野外活動広場

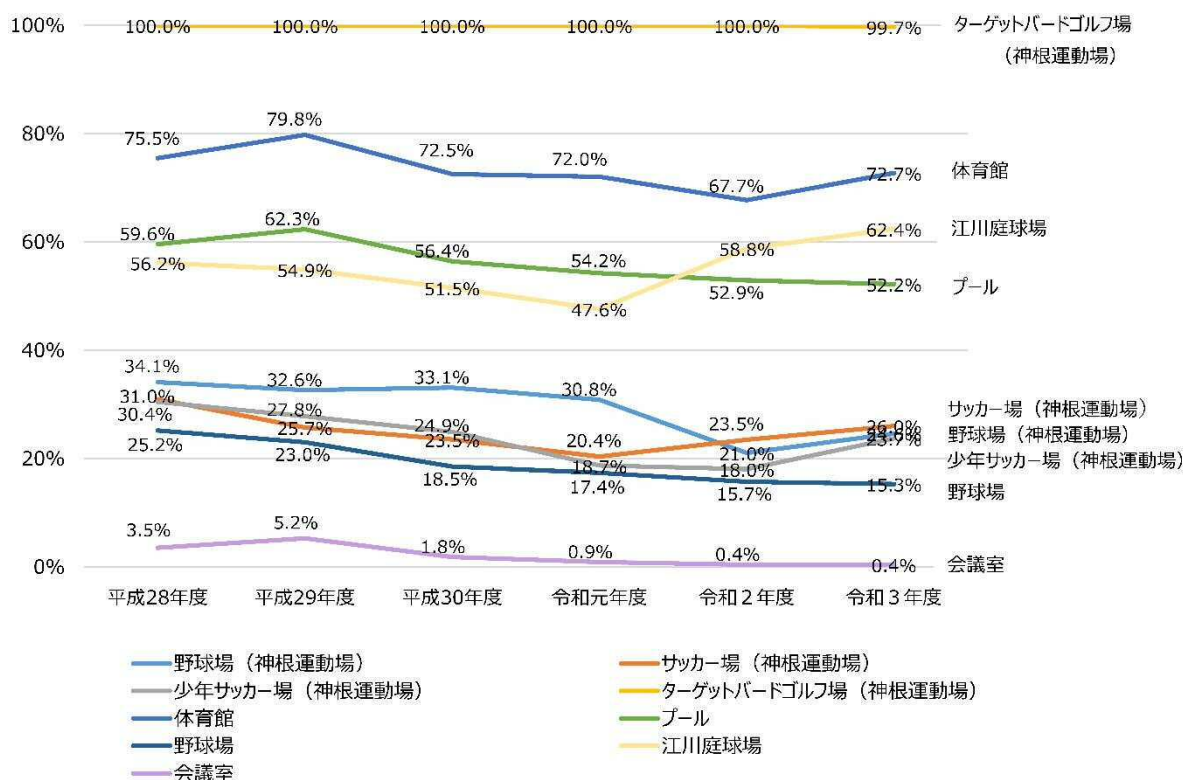
3. 神根運動場及び北スポーツセンターの利用状況

- 神根運動場及び北スポーツセンターの利用者数の推移を以下に示す。令和3年（2021年）度は、ターゲットバードゴルフ場の利用者数が最も多い。また、「プール」「体育館」「野球場」の利用者数は、ターゲットバードゴルフ場に次ぐ利用者数が多い施設となっている。
- 稼働率の推移をみると、主に30%以下の低稼働率の施設（サッカー場・野球場）、50～80%の中程度の稼働率の施設（体育館・プール等）、100%の稼働率である高稼働の施設（ターゲットバードゴルフ場）に分類できる。

神根運動場等の利用者数



神根運動場等の稼働率



4. 国等の施策方針及び先進事例研究

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月）」では、「次なる時代をリードする新たな成長の源泉」として、「日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～」が掲げられている。その中で、「スポーツ・文化芸術の振興」の観点にも触れられており、「国民が気軽にスポーツできる環境を整備」すること、「スポーツ・健康まちづくりの推進」を目指す等の目標が掲げられている。
- 各中央省庁の取組に着目すると、「公園等のオープンスペースの有効活用」、「ウォーカブルな街づくり」、「都市公園の柔軟な管理のあり方」が特に関連する動向として挙げられる。
- その他、昨今重要視されている視点として、「生物多様性」、「グリーンインフラ」、「インクルーシブ公園」が挙げられる。
- 上記の施策の方向性に関し、より具体的な取組や効果等を検証するため、先進事例研究を行った。

公園等のオープンスペースの有効活用

- スポーツ庁が策定した「第3期スポーツ基本計画（中間報告）」においても、「既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出」を図ることとしている。
- これを通じて「安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る」ともしている。

ウォーカブルな街づくり

- 国土交通省は「居心地が良く歩きたくなる街路づくり」の観点で、「ウォーカブルな街づくり」を推進している。
- 沿道と路上を一体的に利用しつつ、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場を提供することを通じて、都市に活力を生み出すことを目指している。

都市公園の柔軟な管理のあり方

- 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書において、「社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）と移行すべき」と方向付けている。

上記3つの施策の方向性に関連する先進事例（以下、事例を抜粋）

鹿児島市新鴨池公園水泳プール

老朽化した鴨池公園水泳プール敷地に、国際公認50mプール、国内公認25mプール、幼児プール、国際公認飛込プール（屋外）、観客席、スタジオ、トレーニングスペース（水泳のみに留まらない多種多様な運動を行える施設）等を整備。

<事業の効果>

- ✓ プールに加えてスタジオ、多種多様な競技に対応したトレーニングスペースを準備する等、スポーツを軸とした地域拠点として機能
- ✓ 安定的な施設稼働を実現するとともに、民間提案によるスタジオを設置し、多様な市民サービスを提供

南池袋公園

地域住民やカフェ事業者らと行政が協力し、新しいスタイルで運営を実施。防災拠点としての性格も併せ持たせ、公園施設は、災害トイレや備蓄倉庫等の他、区の災害対策本部と連携した災害情報の伝達機能も持つ。

<事業の効果>

- ✓ 全面芝生張りの明るい空間の公園に生まれ変わり、南池袋のエリアとしての価値向上を図るため、オープスタイルのカフェ・レストラン等の誘致を行い、昼夜問わず多くの人で賑わう人気のスポットとなった。
- ✓ 当公園に隣接する緑豊かな広幅員歩道の街路空間を有効活用し、オープンカフェ・キッチンカーやマルシェ等の社会実験を行い、相乗効果を目指している。

西東京いこいの森公園

指定管理者制度導入に当たり、公園単体ではなくエリアマネジメントを意識し、地域連携・市民協働の推進を最も重要な目的としたうえで、単なる業務委託の延長ではなく民間の能力を最大限発揮できるように制度設計。スポーツ施設の指定管理者と協力したスポーツイベントや地元農家とコラボしたファーマーズマーケット等の様々な地域連携の取り組みを推進。

<事業の効果>

- ✓ ユーザー視点の市民協働によって導入された市民協働推進型指定管理者制度により、市民ニーズを踏まえた事業が多数実施。
- ✓ 行政と指定管理者が互いをパートナーとして認め合いながら連携して取り組む体制が構築され、行政側だけでは実現が困難な多くの事業・新たな市民サービスを効果的に実施。

5. 現状における課題と検討の方向性

- 1～4にかけて行った調査分析結果を踏まえ、本基本計画における施設整備の方向性やコンセプトに結び付く課題を整理した。これらの方向性を基に第2章の基本計画において詳細な検討を行うこととする。

項目	現状	課題
本市及び整備予定地の概要	洪水ハザードマップに関して、一部箇所で2m程度の盛土がなされ、浸水深0.5m未満となっているものの、大部分が浸水深0.5～3mの浸水想定区域となっている。	- 本事業における公園整備に際して「防災拠点」としての機能に留意する必要がある。 - また都市公園の諸機能に含まれている、「都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る」観点にも留意が必要である。
	「川口市景観計画」において、建築物の高さの最高限度10mの規定あり。	高さ制限に留意しつつ、周辺景観との調和に配慮をする観点も重要である。
	施設整備の方向性とコンセプトへの結びつけ ➢ 周辺環境と一体化した施設整備 ➢ 災害時に強い避難施設、防災機能を備える ➢ 近隣緑地と連携した緑のネットワークづくり	
項目	現状	課題
敷地条件、スポーツ施設の利用状況等について調査及び整理・分析	神根運動場の利用者数及び稼働率は低減傾向。ただし、ターゲットバードゴルフ場等一部施設は高稼働を維持。	市民ニーズや利用状況を踏まえた改修及び施設の複合化の視点が重要。
	市内及び近隣類似施設が多く配置されている。	- 近隣類似施設に含まれる機能との差異化が必要。 - 特に、国際規格の50m屋内プールは他との差異化を図ることが十分に可能な機能となる。
	- 利用者数の減少、飲食スペース等の賑わい施設の不足。 - ランニングコース等の公園内の自然と触れ合える環境の不足。	単に運動をするだけではなく、「市民が憩い・集う場」の創出が必要。
	施設整備の方向性とコンセプトへの結びつけ ➢ 様々な主体・多様な世代に開かれたスポーツ環境の整備 ➢ 利用者の健康増進や競技力向上 ➢ 多様な競技に取り組むことができる運動拠点の整備 ➢ 多世代が集う憩いの空間の整備 ➢ スポーツを軸にした地域コミュニティの醸成	
項目	現状	課題
国等の施策方針及び先進事例研究	「公園等のオープンスペースの有効活用」、「ウォークアブルな街づくり」「都市公園の柔軟な管理のあり方」「グリーンインフラ」「インクルーシブ公園」の導入が国等で進められている。 - 先進事例においても上記の観点に対応した取り組みが進展。	- 国等の施策を踏まえつつ、本事業における特殊事情に対応するような事業の展開が必要。 - 他事例より、特に「多様な世代が集い地域活性化の拠点となる」こと、「公園内を散歩したくなるような工夫」、「既存樹木等を残しつつ自然と触れ合える環境の整備」の3点に留意しつつ本事業を進める必要がある。
	施設整備の方向性とコンセプトへの結びつけ ➢ 美しい緑を取り込むことによる街の魅力向上・シンボル性の創出 ➢ 近隣緑地と連携した緑のネットワークづくり ➢ 生物多様性の保全 ➢ 魅力ある緑を活用した賑わいの創出 ➢ 環境に配慮した施設整備	

2章 基本計画

1. 整備コンセプトの整理

- 従前基本構想では、埼玉県屋内50m水泳場の整備と公園区域の拡大を契機として、2つの軸（スポーツ・運動場整備と公園整備）と、多様な視点（利用者、地域、広域・まち、地球環境等）を踏まえて、「ひと まち 自然をつなぐスポーツと緑の健康拠点」を基本構想コンセプトとして策定した。
- 基本計画では、このコンセプトと視点を踏襲しつつ、新たに防災公園として位置付けられることから災害時における防災機能の向上、公園全体の効率的な活用を踏まえて、具体の計画指針となる整備コンセプトを策定した。

（従前）基本構想コンセプト



基本計画 整備コンセプト

1. 多様な主体・世代が利用できる運動環境の整備

- トップアスリートが集う県プール施設から、地域スポーツ・レクリエーションの受け皿となる様々な運動施設の再整備
- 多様な主体・世代が利用できる運動場・広場等の整備
- 気軽に体を動かせる機会や空間の整備

2. だれもが利用しやすい開かれた公園整備

- バリアフリー、ユニバーサルデザインの促進
- 来訪者、利用者に対する受付・案内機能の整備
- 年齢や障害の有無に関係なく利用できる施設の整備

3. 日常利用の促進も兼ね備えた防災拠点の整備

- 広域避難場所となる平場空間（広場・屋外運動施設）の整備
- 災害時には雨水貯留機能を担う緑化基盤や貯留槽の整備
- 日常・災害時の双方で利用できる什器等の整備

4. 地域コミュニティを育む活動拠点の整備

- スポーツ団体やボランティアの活動を支える機能整備
- 市民が憩い、集う交流の場の整備

5. 地域の魅力と一体となる心地よい緑景観の整備

- 地域の自然景観の魅力を味わう緑景観の整備
- 公園の骨格となりまちのシンボルとなる園路の整備

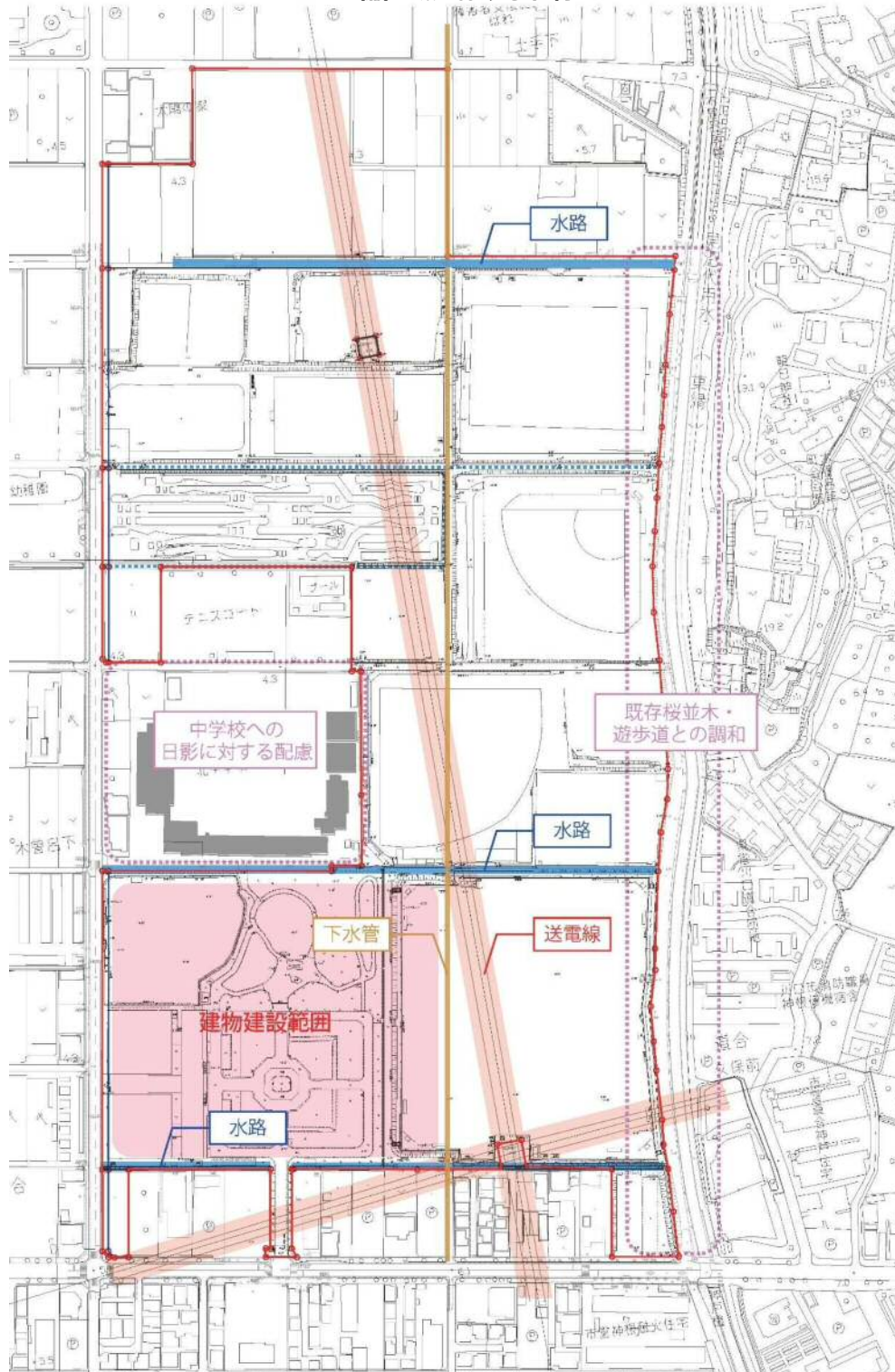
2. 整備方針の検討

(1) 整備に係る前提条件の整理

② 整備区域における制約・前提条件

- ・ 計画地に配置された送電線には建築制限が生じ、送電線の四周4.8mに離隔距離が必要。
- ・ 計画地を南北に縦断する下水管が、概ね地盤レベルー4 m程度に埋設されており、これを避けた位置で建物計画を行う。
- ・ 既設水路のうち、木曽呂放水路及び南側の2本の水路は現在も利用されていることから、廃止することができない。
- ・ 計画地東側に流れる見沼代用水には、桜並木と歩行者・自転車専用道が整備され、計画地の景観的なシンボルとなっており、これらとの調和を図る。
- ・ 川口市立北中学校への日影・騒音等に配慮した建物計画とする。

整備区域における制約



2. 整備方針の検討

(2) 整備方針

① 建物配置ゾーン

- 建物配置ゾーンは、日影・電線・下水管等の制約に配慮し、計画地南側とする。また、県施設とは連携できるように協議・計画しているため、共用部を介して両施設間の相互移動が可能になるよう県施設に近傍配置する。

② 屋外運動施設・公園ゾーン

- 計画地の東西幅が広い中央のエリアで極力整形地を確保する。また、高さの必要な球技を考慮し送電線直下を極力避けた配置とする。また、見沼代用水との連携や視線の抜けにも配慮する。
- 屋外運動施設は、複数の競技・グラウンドを集約、共用化する方針として、再整備する。

③ 広場・緑地等ゾーン

- 見沼代用水沿いの自然景観や運動施設との連携に配慮し、複数のまとまりのある広場・緑地を分散配置する。埼玉県条例の緑化基準を満たしつつ効率的な土地利用に配慮する。

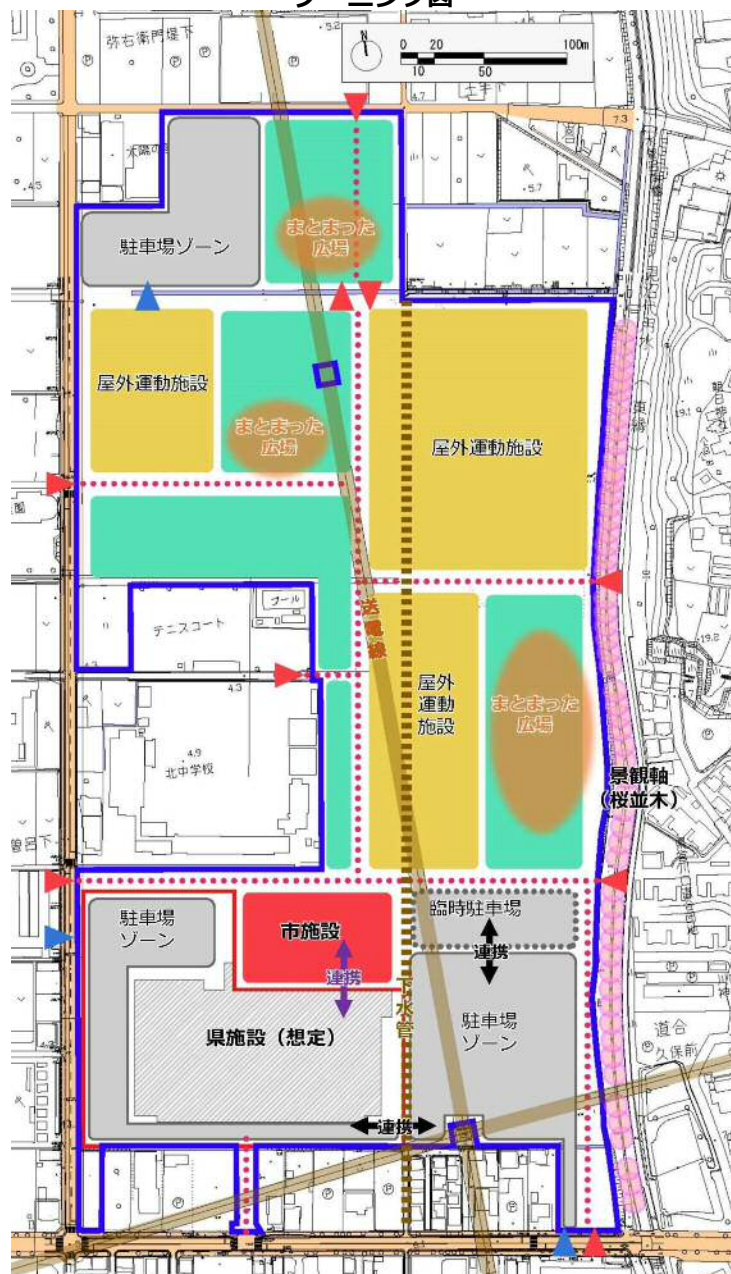
④ 駐車ゾーン

- 駐車場は分散して周辺道路負荷低減に配慮するとともに、道路際に集約して歩車分離を図る。また、市県駐車場連携や臨時駐車場の整備により、効率的な土地利用に配慮する。

⑤ 歩行者動線計画

- 計画地内・公園への出入口は、外周道路沿い・見沼代用水沿いにバランスよく配置し、多方面からのアクセスに配慮する。園路は、スムーズな移動と、各施設への分かりやすいアクセスに配慮する。東西／南北に骨格となる主要な園路は、列植等の修景要素でシンボル性のある園路として整備する。

ゾーニング図



凡例

- 公園整備区域
- 県PFI事業区域※
- 県施設想定範囲※
- 屋外運動施設ゾーン
- 広場・緑地等ゾーン
- 駐車場ゾーン
- 主動線
- ▲ 歩行者出入口
- ▶ 車両出入口

※埼玉県より公表された「埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業実施方針及び要求水準書(案)」に基づき、概ねの区域と位置を記載しています。

3.各施設の機能・規模の検討

(1)建物施設の機能・規模の検討

①スポーツセンターの導入機能・規模の検討

- ・ 既存建物内のプール及びプール関連機能は、新たに誘致される県プールと機能が重複することから廃止とする。
- ・ 体育館機能は、コート面積を拡大し、必要とされる関連諸室面積を追加した。
- ・ その他、コンセプト検討に伴い、今後新設が見込まれる機能を想定するとともに、新設機能については、今後関連団体等の意向も踏まえながら確定していく。

スポーツセンター 新旧整理表

大分類		諸室 (赤字は新規機能)	既存面積	新設整備 面積 (目安)	整備理由・根拠
スポーツセンター機能	体育館機能	競技空間	1,296 m ²	1,900 m ²	A: 建築設計資料集成 日本建築学会 B: スポーツ施設がわかる (財) 日本体育協会 バスケットコート2面として再整備。南北方向40mの要望。
		倉庫 (=器具庫)	44 m ²	200 m ²	アリーナ面積の10~20%として想定。・・・B
		会議室	72 m ²	120 m ²	日常の職員会議から団体の研修・交流／大会時の控室等として利用。現状の1室から、多少規模を拡大し、大小多様な利用も可能な3分割程度の室を想定。
		男子ロッカー等 (現状63個)	81 m ²	85 m ²	コート1面あたり30名、男女ともに計60名分を整備。 ロッカー・脱衣所: 1.0m ² /人・・・A
		女子ロッカー等 (現状43個)	81 m ²	85 m ²	シャワー室: 1.5m ² /人 (ロッカー100個につき5~7個=4個)・・・A 洗面台: 1.5m ² /人 (ロッカー100個につき3~5個=3個)・・・A 更衣室内トイレ: 約15m ² 程度
		大会関連諸室	現状なし	120 m ²	体育館規模拡大に併せて、市大会程度を開催する想定で追加。 大会本部室、役員控室、監視室、審判室等。1室20m ² 程度。大会利用がない際は会議室等としての利用も可能。
		放送室	現状なし	20 m ²	市大会程度を開催する想定で追加。アリーナに面して配置。
		医務室	現状なし	50 m ²	市大会程度を開催する想定で追加。
		観覧席	現状なし	180 m ²	市民の「みる」スポーツに資する機能、大会時等の参加校・関係者観覧で追加。 300席程度
		ランニング走路	現状なし	520 m ²	日常の利用率向上、大会時のウォームアップ、トレーニング室等と連携したランニング利用を想定。幅員2m程度でアリーナ2階周囲に計画。
	その他機能空間	トレーニングルーム	現状なし	300 m ²	競技選手の強化から、市民の健康増進に寄与まで幅広い利用が見込める機能として追加を想定。
		指導員室	現状なし	25 m ²	地域コミュニティのスポーツ利用促進に配慮し、日常の利用者に対するスポーツ指導、啓蒙、地域スポーツ開催時の運営の為の室として想定。
		幼児体育室・託児室	現状なし	25 m ²	全ての世代がスポーツに親しめるよう、子育て世代の運動をサポートする施設として想定。
		クラブルーム	現状なし	50 m ²	地域のスポーツクラブの活動を支援するための室。現 神根運動場の利用団体が多く、需要があれば想定。
		多目的室	現状なし	200 m ²	特定の競技に固定せず多目的 (ダンス、エアロビクス、太極拳、健康体操など) かつ、室内で行う軽体操等全般での利用を想定。
	共用部	廊下	99 m ²	500 m ²	施設全体の共用部 (エントランス、通路、便所等) として計画。 全体延べ面積の5%~10%が一般的。エントランス空間内に、スポーツ情報コーナーや、軽食コーナーなど市民が気軽に利用できるスペースを見込み、10%を想定。
		連絡通路	40 m ²		
		便所	10 m ²		
		玄関ホール／玄関	125 m ²		
	プール機能	競技空間	1,296 m ²	中止	県プール建設に伴う機能重複のため、見込まず。
		会議室	73 m ²	中止	
		男子ロッカー等	154 m ²	中止	
		女子ロッカー等	135 m ²	中止	
		共用部	廊下	99 m ²	中止
管理機能	管理諸室	連絡通路	40 m ²	中止	運営者等の増加を見込み、現状の倍程度で想定
		事務室	54 m ²	100 m ²	
		控室	27 m ²	27 m ²	
		放送室	6 m ²	6 m ²	
		倉庫	6 m ²	6 m ²	
	防災備蓄倉庫	湯沸室／洗面室	8 m ²	8 m ²	据え置き
		防災備蓄倉庫	現状なし	50 m ²	既存施設の位置付け (北スポーツセンター: 一次避難場所、神根西公民館: 指定緊急避難場所 (風水害)) を鑑み、有事の際の機能継続に配慮して想定。
		施設管理者用諸室	現状なし	100 m ²	施設規模の増加、運営者スペース等を想定し追加。 管理者用更衣室／清掃員控室／倉庫 各25m ² 程度×4室
	設備諸室	電気室	44 m ²	200 m ²	既存施設の位置付け (北スポーツセンター: 一次避難場所、神根西公民館: 指定緊急避難場所 (風水害)) を鑑み、有事の際の機能継続に配慮して想定。電気室内に整備。
		発電機室	現状なし		
		ボイラー、ポンプ室	112 m ²		
		衛生関連機械室			
		空調関連機械室			
設備室	廊下、倉庫	廊下、倉庫	34 m ²	m ²	別途、室外機置場・排煙機置場 (150m ² : 屋外設置のため容積対象外) を想定。 適宜
			3,936 m ²	5,177 m ²	

※整備面積は目安とし、柱スパン・ゾーニングに併せた検討により変動する可能性があります。

②公民館の導入機能・規模の検討

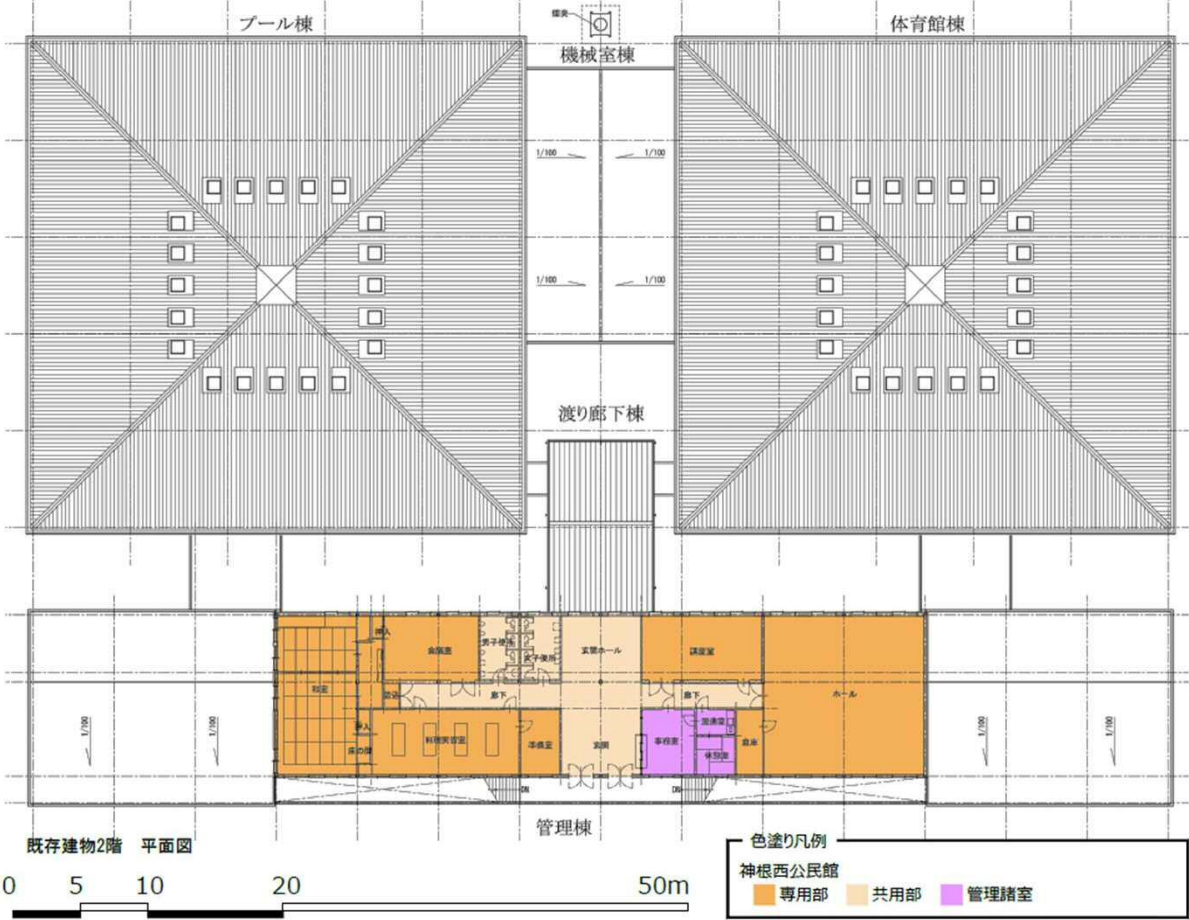
- ・ 公民館機能については、概ね現況と同様とする。
- ・ 利用団体からの要望や市内他公民館の状況を鑑み、機能・規模を適宜見直した。

公民館機能 新旧整理表

	大分類	諸室	既存面積	新設整備 面積（目安）	団体要望・整備理由・根拠
公民館	専用室	ホール（倉庫含む）	155 ㎡	330 ㎡	倉庫（30㎡程度）含む。天井高4 m程度を確保。
		講座室（→会議室）	45 ㎡	60 ㎡	「会議室」と名称変更し整備。倉庫（10㎡程度）含む。
		料理実習室（準備室含む）	72 ㎡	70 ㎡	食器棚、調理台5 台を設置。
			㎡	㎡	
		会議室（→ミーティング室）	36 ㎡	40 ㎡	「ミーティング室」と名称変更。試食室としても利用できるよう、料理実習室と隣接。
		和室（日本間1号・2号）	93 ㎡	80 ㎡	日本間（定員40名）として整備。出入口スペース、収納等（20㎡）含む。
	共用部	視聴覚室	0 ㎡	60 ㎡	新規機能。倉庫（10㎡程度）含む。防音機能、音響設備設置。
		玄関ホール／玄関 （→展示ホール）	72 ㎡	72 ㎡	「展示ホール」と名称変更し、整備。
		廊下	42 ㎡	42 ㎡	同等程度を目安とし、プランに併せて適宜調整。
	管理諸室	男女便所	30 ㎡	56 ㎡	多目的トイレ、EV設置スペースを含む。
		事務室	21 ㎡	0 ㎡	公民館内に事務室は不要の為、削除。
		倉庫	0 ㎡	30 ㎡	事務室を中止し、利用団体の倉庫を確保。
		湯沸室	6 ㎡	10 ㎡	授乳室をかねる。
休憩室（従業員室）		9 ㎡	10 ㎡	清掃業務員用の休憩室。	
		581 ㎡	860 ㎡		

※整備面積は目安とし、柱スパン・ゾーニングに併せた検討により変動する可能性があります。

公民館現況図



※既存建物図面は、川口市HPに掲載の「既存施設に関する図面（PDFファイル）」を利用。
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01010/030/36069.html>

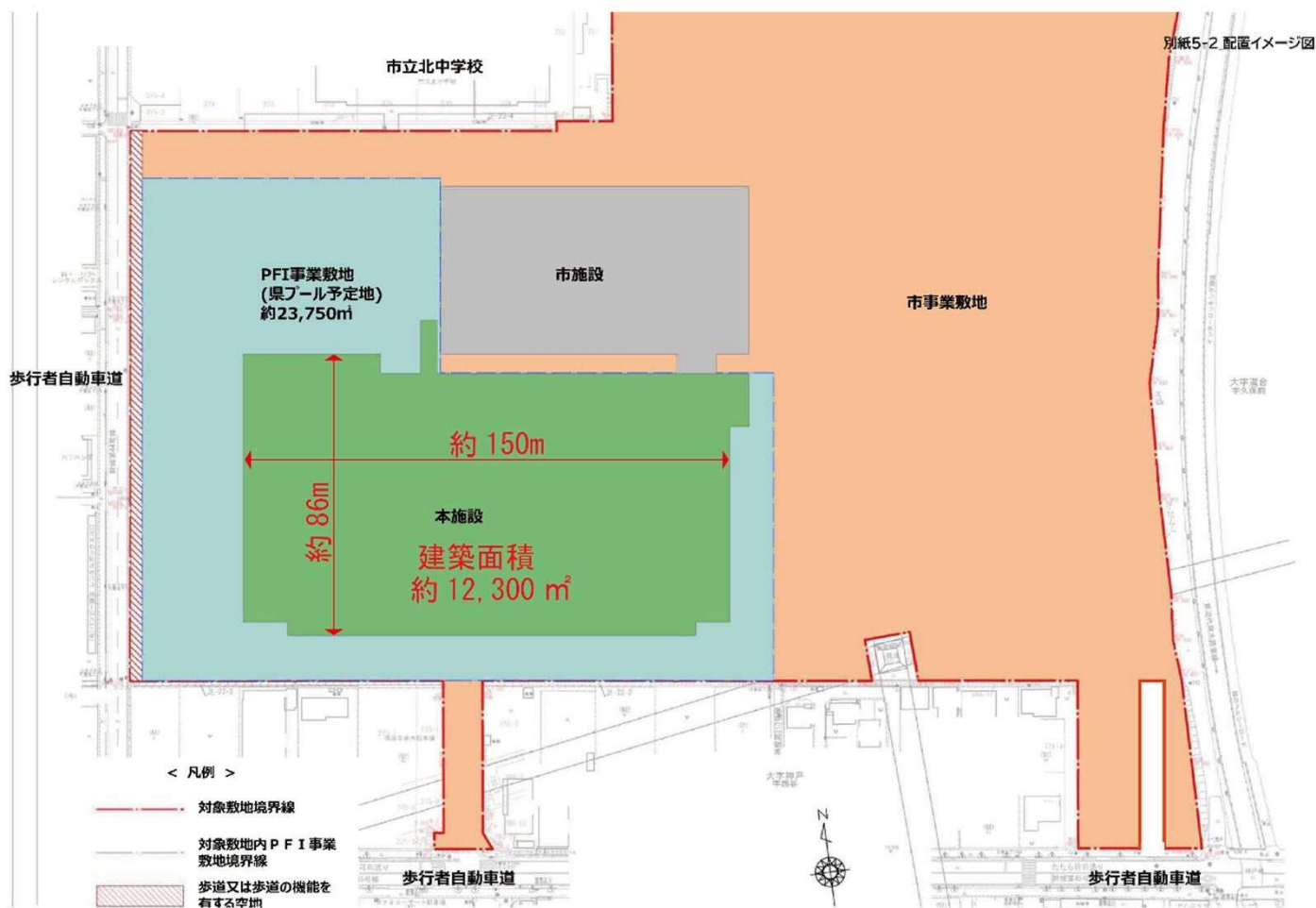
3.各施設の機能・規模の検討

(1)建物施設の機能・規模の検討

③県施設の導入機能・規模の整理

- 県施設の導入機能・規模は、埼玉県から令和4年9月30日公表された「埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業 実施方針」（以下、実施方針とする）並びに、「埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業 要求水準書（案）」（以下、要求水準書（案）とする）を参照した。
- 要求水準書（案）では、計画地南西角部分の約23,750㎡を「PFI事業敷地（県プール予定地）」とし、プール施設を建設する。国内主要大会の開催が可能な屋内水泳場として、メインプール（50m×10レーン）、飛込プール（25m×22m）、サブプール（25m×10レーン）、観客席（3,000席以上）、大会諸室、競技力向上施設等の整備が想定されている。
- 全体規模は、要求水準書（案）の「別紙5-2 配置イメージ図」を参照した。東西幅約150m、南北幅約86m、3階建ての規模となり、建築面積は約12,300㎡程度（いずれも別紙5-2をもとにCAD計測）となる。
- 延べ面積は、現時点では不明であるが、同規模の千葉国際総合水泳場の約24,300㎡（50mプール、25mプール、飛込プール、観客席約3,660席）を参酌し、約30,000㎡に設定した。なお、県プールは今後、事業者公募の自由提案により計画が確定するため、設定した数値は全て想定とする。

県施設の規模



出所：埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業実施方針 別紙5-2配置イメージ図 に規模追記

3.各施設の機能・規模の検討

(2)屋外運動施設並びに公園施設に関する機能・規模の検討

①屋外運動施設の再整理

- 都市公園法等の規定により、公園内に設置できる運動施設の上限は、公園区域面積の50%以下とする必要がある。
- 運動施設には、県プール施設・市施設・屋外運動施設が含まれ、現状の屋外運動施設をすべて同規模で再整備した場合、県プール施設・市施設を除いて、上限値を超過する。
- 参考として、建物施設（市施設・県施設）を約17,000㎡とすると、運動施設の割合を50%以下とするためには、現状規模から30,000㎡程度の縮減が必要となる。

既存屋外運動施設面積と運動施設の割合

施設名称（青文字：市管理施設／赤文字：行政財産使用許可に基づく施設）		面積
現状の屋外運動施設	北スポーツセンターソフトボール場（ソフトボール場1面）	5,165 ㎡
	神根運動場野球場（野球場4面）	22,000 ㎡
	神根運動場競技場A（サッカー場兼ラグビー場）	13,000 ㎡
	神根運動場競技場B（少年サッカー場1面）	5,173 ㎡
	神根運動場競技場C（ターゲットバードゴルフ場）	13,698 ㎡
	野球場	19,540 ㎡
	ソフトボール場	12,500 ㎡
	少年ソフトボール場	4,500 ㎡
	青少年野外活動広場	－ ㎡
現在の合計面積：		95,576 ㎡
全て再整備した場合の運動施設の割合：		57.9 %

※1 公園面積は測量図に基づくCAD計測値のもとに16.5haと設定。

※2 屋内運動施設（県プール、市施設建替え）は含まず、運動施設の割合が超過。

※3 行政財産使用許可に基づく施設については、整備事業が始まるまでの一時的な措置。

②公園施設の検討

- 公園に設置する施設は全て、都市公園法第2条2項（公園施設の定義）並びに、都市公園法施行令第5条（公園施設の種類）に位置付けられている。公園施設の種別ごとに導入を想定している機能一覧を下表に示す

導入公園施設一覧

1号 園路及び広場	- 広場は、運動競技のエリア設定や、周辺環境との連携を考慮し、園内に大小・複数個所に設置する。 - 園路はスムーズな移動や施設間連携に加え、景観性・シンボル性にも配慮する。園路幅員は多数の歩行に配慮したゆとりある幅員を前提に、災害時の車両通行等も可能な幅員とする。 - 主要な園路とは別にジョギング等を楽しめるランニング走路を設ける。
2号 修景施設	- 植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池等が該当する。 - 屋外運動施設等の再整備に配慮して修景施設を配置するが、埼玉県条例（敷地面積3,000㎡を超える場合は埼玉県に申請）に基づく緑化量を確保する。
3号 休養施設 4号 遊戯施設	- 休憩所（あずまや）や、ベンチ・野外卓を設け、公園利用者の休息、観覧、憩いの場とする。 - 公園遊具や健康増進器具等を設ける。 - 公園遊具にはインクルーシブ遊具も含み、健常者と身障者が区別なく利用できるよう配慮する。
5号 運動施設	- 屋外運動場並びに、市施設（体育館）、県施設（プール）を想定。 - 設置面積の合計が都市公園法における運動施設率（公園区域面積の50%）を超えないよう設置する。
6号 教養施設	植物園、温室、動物園等 なし
7号 便益施設	便所、駐車場・駐輪場、水飲、手洗い等を整備する。
7号 便益施設（駐車・駐輪施設）	- 現在の計画地には駐車施設が複数分散配置されている。 - また外周道路から離れた位置に配置されているため、計画地内を車両が走行し、歩車分離が図られていない。再整備にあたっては歩車分離を図りつつ、適切な駐車台数を整備する。
8号 管理施設	門、柵、管理事務所、倉庫、標識、照明施設、雨水貯留施設等が該当する。 - 屋外運動施設の運営、並びに公園の総合受付・案内機能を設けた管理事務所を設ける。 - 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき、必要な雨水流出抑制施設を設ける。
9号 その他	広域避難場所としての位置づけを踏まえ必要な機能（備蓄倉庫、災害トイレ、非常用発電機設備等）を設ける。

4. 配置計画の検討

(1) 各種動線計画

① 歩行者動線計画

- ・ 出入口を分散・バランスよく配置、公園内は広幅員の主園路を東西・南北に設け、各施設へスムーズにアクセスできる分かりやすい計画とした。現状中学校の生徒が登下校に利用している出入口・動線も残し、利便性に配慮した。

② 車両動線計画

- ・ 駐車場を道路沿いに計画し、歩車分離を図った安全な計画とした。出入口は、外周道路に分散して設け、特定の道路に対する交通負荷を低減させ、平常時は市・県両施設で個別に駐車場運営が可能な計画とした。
- ・ 大規模大会等で駐車需要が増大する際は、市・県の駐車場で連携可能な計画とし、車両出入口も一方通行（南側IN、西側OUT）で運用する等、南側の交差点への交通負荷を抑える工夫が必要である。

歩行者・車両動線計画図



4. 配置計画の検討

(2) 屋外運動施設の配置検討

- 屋外運動施設の配置検討にあたっては、現況、主な課題を踏まえ、以下の配置方針を整理し、配置検討を行った。

① 屋外運動施設の現況

1) 現況の配置と競技

現在の屋外運動施設は、9つの競技場（青少年野外活動広場を含む）で構成され、野球場・ソフトボール場・少年ソフトボール場・サッカー場兼ラグビー場・ターゲットバードゴルフ場等で利用されている。

2) 現況の稼働率

神根運動場及び北スポーツセンターの利用者数について、令和3年（2021年）度はターゲットバードゴルフ場の利用者数が最も多い。稼働率の推移をみると、主に30%以下の低稼働率の施設（サッカー場・野球場）、50～80%の中程度の稼働率の施設（体育館・プール等）、100%の稼働率である高稼働の施設（ターゲットバードゴルフ場）に分類できる。

② 屋外運動施設の再配置における主な課題

1) 県PFIプール施設の誘致による配置の制約

県PFIプール施設の誘致に伴い、計画地南西の約23,750㎡がPFI事業敷地となる。県プールと市施設は屋内外で連携を図るため、PFI事業敷地に隣接して市施設（体育館・公民館等）と駐車場を配置する。上記のことから、計画地南側に屋外運動施設を再配置することができない等の制約が生じる。

2) 都市公園の再整備に伴う運動施設の規模の制約

現状の神根公園の区域を拡張し、新たに都市公園として再整備することから、運動施設の規模の制約が生じる。具体的には屋内外の運動施設の面積の総計が、公園区域面積の5割以下としなければならない。

3) 公園内で歩車が混在による安全性に対する課題

現況の神根運動場は、駐車場が各運動施設近傍に分散配置され、歩車分離が図られておらず安全性に課題がある。

4) 条件付き一時利用施設の混在

現状の屋外運動施設の中に、整備事業が始まるまでの一時的な措置として行政財産使用許可を基に利用する施設がある。

③ 屋外運動施設の再配置方針

方針1) 限られた面積・法規制の中で、競技やグラウンドを集約・共用化する

同一種目で複数の競技場が確保されているものの、低い稼働率や、公園面積に対する屋外運動施設の制限を加味し、現状の競技・グラウンドを極力集約・共用化する方針として、屋外運動施設を再整備する。

方針2) 駐車場の配置と整合を図った安全性の確保

外周道路に面して駐車場を分散配置し、歩車分離を図った安全性の高い計画とする。駐車場から降車後に、主要園路等を介して、各運動施設へ至る分かりやすい配置計画とする。

方針3) 計画地の制約を踏まえ、見沼代用水沿いの豊かな自然景観と調和した配置

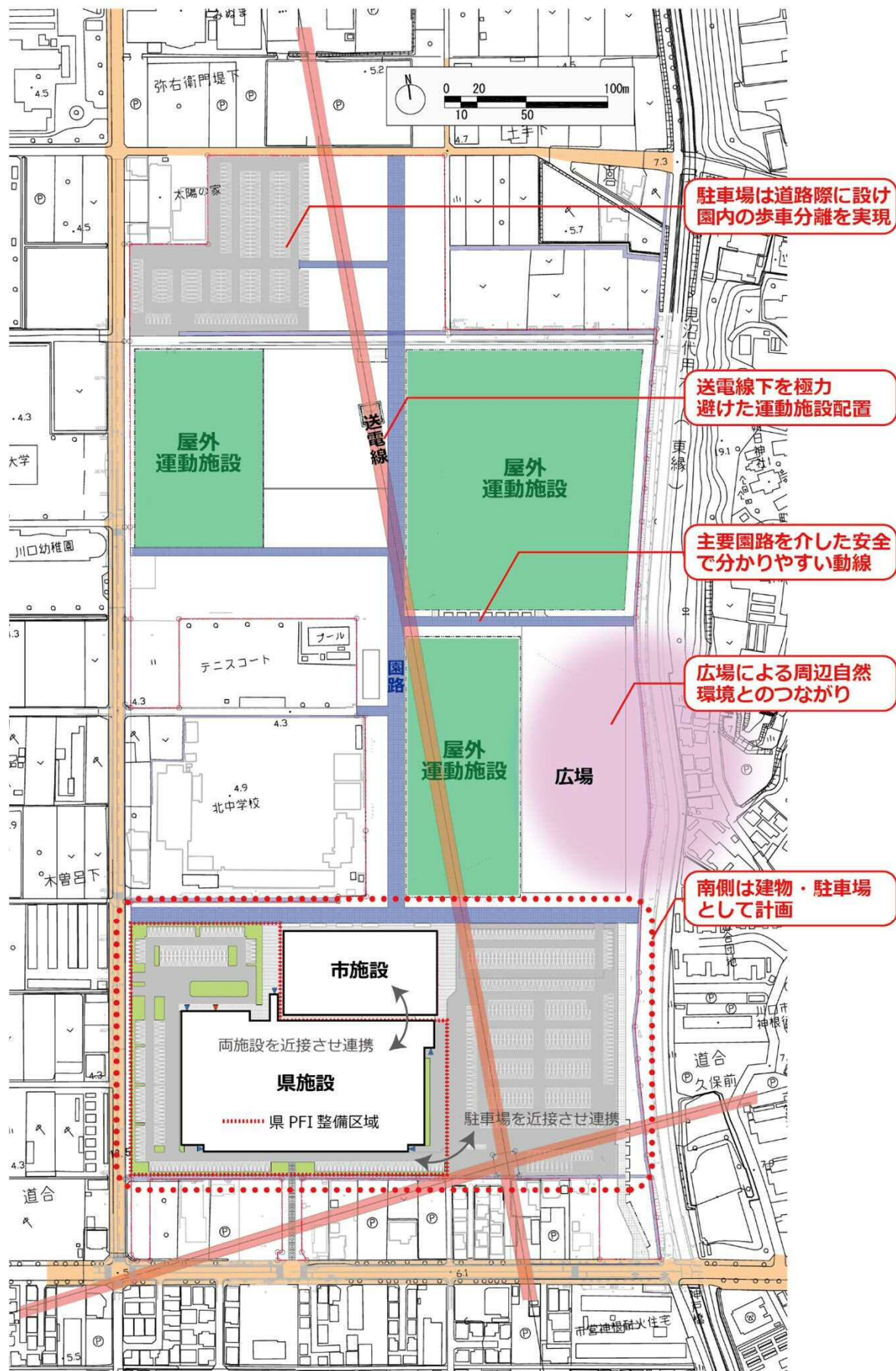
高い防球フェンスが想定される球技は、計画地を縦断する高圧送電線を極力避けた配置とする。また、公園中央部分の見沼用水路沿いは、屋外運動施設ではなく広場などを配置し、周辺自然環境との空間・景観的なつながりを確保する。

方針4) 現状の運動施設面積の確保

行政財産使用許可による一時利用施設を除外し、現状の運動施設の面積を確保する配置計画とする。

4. 配置計画の検討

(2) 屋外運動施設の配置検討



4. 配置計画の検討

(3) 公園施設の配置検討

- 公園施設の配置計画について、検討項目と検討の概要を下表に示す。

公園施設の配置検討項目	検討の概要
①出入口・園路計画	バランスよく配置した出入口・園路について防災性の観点から必要幅員等を検討。 必要出入口幅・園路幅 21.11mに対し、33mを確保した。緊急時の車両動線部は、ランク2の水準（概ね5～6m）を確保した。
②広場配置計画	大小異なる3つの広場を計画し、各広場の特徴と整備の方向性を検討。 広場①：メイン広場、多目的な利用・視線の抜けを考慮した芝生広場を中心に計画。 広場②：屋外運動施設と連携し、準備運動・休息・保護者の観覧等ができるスペースを計画。 広場③：駐車場至近の配置を活かし、インクルーシブ遊具や健康遊具などを計画。
③植栽・日陰だな配置計画	主要園路には将来的に大高木となる樹種を配植し、シンボル性のある景観を創出。 見沼代用水沿いには、既存のサクラに沿って並木状にサクラを配植。広場部分は場所の特性に応じて芝生、高木を配置する。 日陰だなは日常は休憩・滞留スペース等として、災害時は可変ルーバー屋根等で屋内空間となるよう計画。
④ベンチ・野外卓配置計画	休息・滞留を目的とし、動線沿いや広場近傍にベンチ・野外卓を設置。一部はかまどベンチとし、災害時の煮炊き等が行える計画とする。
⑤公園建屋（クラブハウス、トイレ、あずまや等）配置計画	クラブハウスは各屋外運動施設からアクセスしやすい公園中央に配置。 トイレは敷地のどの位置からも概ね150mで利用できるよう分散して配置。 あずまやは休息のほかゲリラ豪雨時の退避場所となるよう、広場①・②に配置。
⑥駐車施設の配置計画	駐車場は、平常時754台（>600台）、臨時含み857台（>820台）以上を、南北に分散して歩車分離に配慮して配置。 駐輪場250台、バイク20台は各方面からのアクセスに配慮して分散して配置。
⑦水飲み、手洗いの配置計画	広場に設けたあずまや、日陰だなの近くに配置。
⑧散水施設の配置計画	屋外運動施設2、3は大型スプリンクラー、ミスト散水システムを計画し短時間での水撒きに配慮。芝生広場にはスプリンクラー。その他は散水栓を半径30～50mで分散配置する。
⑨污水排水管の配置計画	污水幹線に新規排水接続ができないため、既存の下水管・特殊マンホール等に接続を行う。
⑩雨水貯留施設の配置計画	条例で必要な貯留量を、地下埋設式貯留槽で確保。運動施設、駐車場部分の直下に配置する。
⑪環境配慮施設の配置計画	園路、ランニング走路下に雨水貯留用の路盤材や、保水性舗装を用いる。
⑫囲障（フェンス等）の配置計画	計画地外周部の隣地・道路への飛び出しに配慮してフェンス等を配置。また受水槽・非常用発電機置場にも管理者以外の立入禁止のため、フェンスを配置。その他、インクルーシブ遊具外周にも夜間の施錠・利用時間制限のためフェンスを配置。
⑬照明施設の配置計画	JIS基準に基づき各所の照度を想定。ポール灯、投光器、庭園灯等で必要照度を確保。
⑭防災機能の配置計画	広域避難場所としての役割を踏まえ、各所を避難場所・防災機能に機能転換。 避難人口に対して一人当たり1.7㎡（基準1～2㎡）の避難エリア面積を計画。 トイレは、日常利用のトイレとマンホールトイレを併せて目標合計126穴を計画。

4. 配置計画の検討

(4) 施設配置計画

- 市施設のゾーニング・動線概念図は、以下の動線の考え方を踏まえ検討した。

利用者動線（一般利用時）

1階に設けたエントランスホールより入館、エントランスホールに面した事務室で受付・もぎり（利用券購入等）を行ったのち、更衣室を経由して各目的の競技室へ移動する。更衣室は、集約して配置することで、規模のコンパクト化を図っている。ただし、この方式の場合は、エントランスホール／ロビー等の移動空間で上下足が混在しやすいため、競技室近傍に下足入れを設ける等、運用面も含め今後検討が必要となる。

大会利用時動線

大会利用時の競技者動線は、1階エントランスホール→更衣室→体育室となる。観客はエントランスホールに設けた階段並びにエレベーターで2階ロビーへアクセスする計画としている。大会関係諸室は競技空間に面して1階に計画し、共用通路を介して、大会関係者諸室へアクセスする。

サービス動線

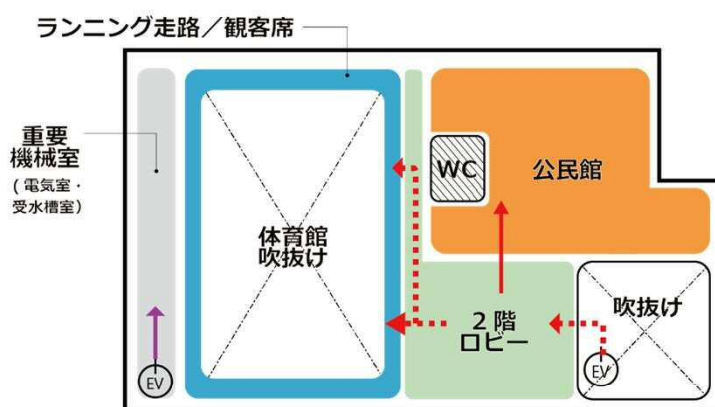
大型の器具や、設備機械関連の搬出入・更新に配慮し、1階の器具庫・機械室等には外部から直接アクセスできる動線と出入口を設けている。電気室、受水槽室の重要機械室は、水害等に配慮し2階に設け、機器搬出用のエレベーターを用いて、外部からの搬出入が容易な計画としている。大型設備更新等の際に、隣接した県駐車施設を利用する等、県側との調整が必要となる。

その他機能の出入口

1階エントランスホールに面した主出入口の他、独立した利用・運用が想定されるクラブルームには個別に出入口を設けている。また、管理者の最終退出等も兼ねた出入口も計画している。

市施設のゾーニング・動線概念図

■ 2階 動線概念図



■ 1階 動線概念図

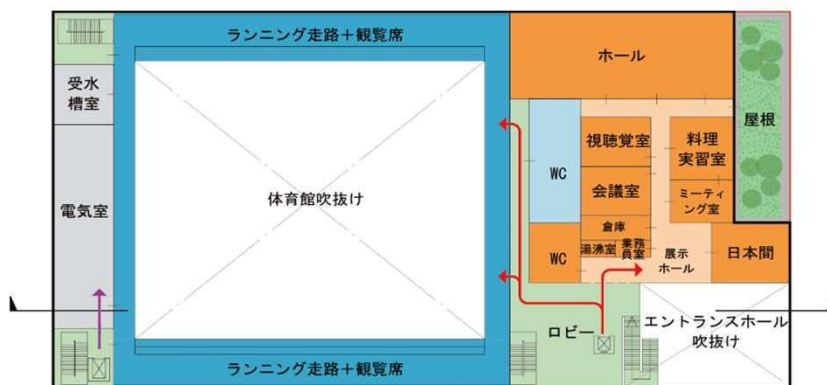


4. 配置計画の検討

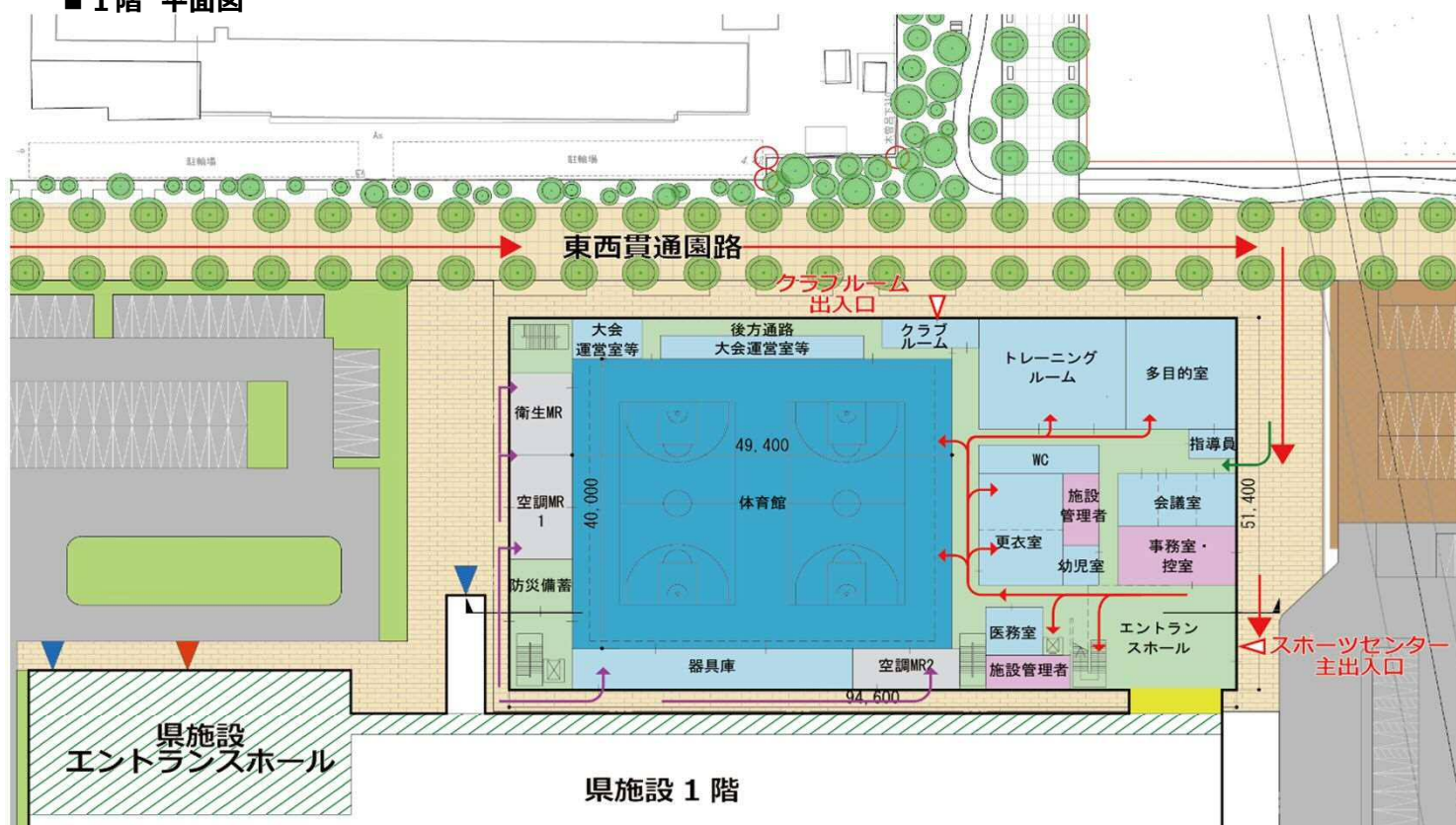
(4) 施設配置計画

- 市施設の概略平面図、断面図を以下のとおり検討した。

■ 2階 平面図



■ 1階 平面図



■ 断面模式図



動線凡例

- 利用者動線
- サービス動線

施設管理者動線

機能凡例

- 競技諸室
- 競技付帯諸室
- 管理運営諸室
- 共用諸室
- 機械諸室
- 公民館機能

0 10 20 50 100m

4.配置計画の検討

(5)各種規制値の確認

- ①公園施設の設置率、②運動施設の設置率、③緑化率等を検討し、いずれも規制値を満足することを確認した。

①公園施設の設置率

建蔽率対象施設		面積 (㎡)
番号	名称	
①	建物部分 (市+県)	17,300 ㎡
②	建物部分 (クラブハウス)	150 ㎡
③	公園トイレ (4箇所)	200 ㎡
④	東屋	300 ㎡
合計		17,950 ㎡
公園施設の設置率		10.88 %

≧22% OK

②運動施設の設置率

運動施設率対象施設		面積 (㎡)
番号	名称	
①	建物部分 (市+県+デッキ)	17,300 ㎡
②	屋外運動施設1	11,200 ㎡
③	屋外運動施設2	22,300 ㎡
④	屋外運動施設3	9,700 ㎡
合計		60,500 ㎡
運動施設率		36.67 %

≧50% OK

③緑化率 (上段) 接道緑化長さ (下段)

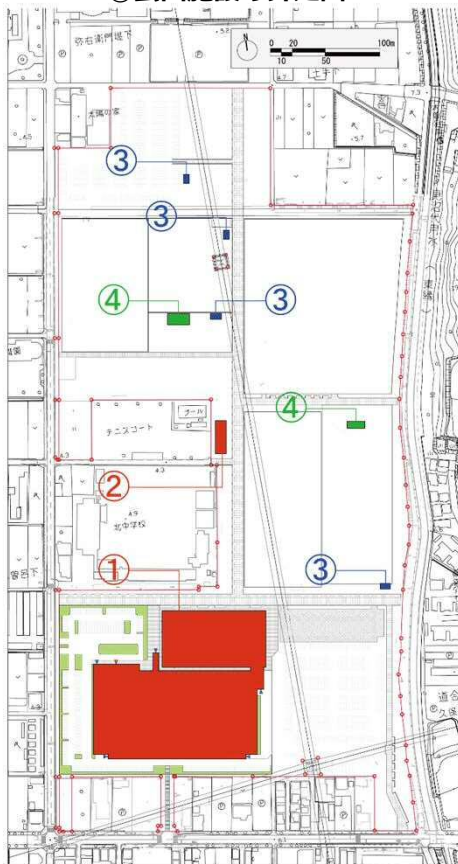
緑化算定対象		面積 (㎡)
番号	名称	
①	樹木による緑化	24,400 ㎡
②	緑地帯 (樹木不足も踏まえ×係数0.9)	6,000 ㎡
③	芝生等 (面積×係数0.9)	8,700 ㎡
④	単独木	2,200 ㎡
⑤	駐車場緑化ブロック等 (9㎡/台×554台で試算)	4,900 ㎡
⑥	太陽光発電 又は 屋上緑化部分	2,500 ㎡
⑦	県施設緑化面積	2,100 ㎡
合計		50,800 ㎡
緑化率		30.79 %

≧25% OK

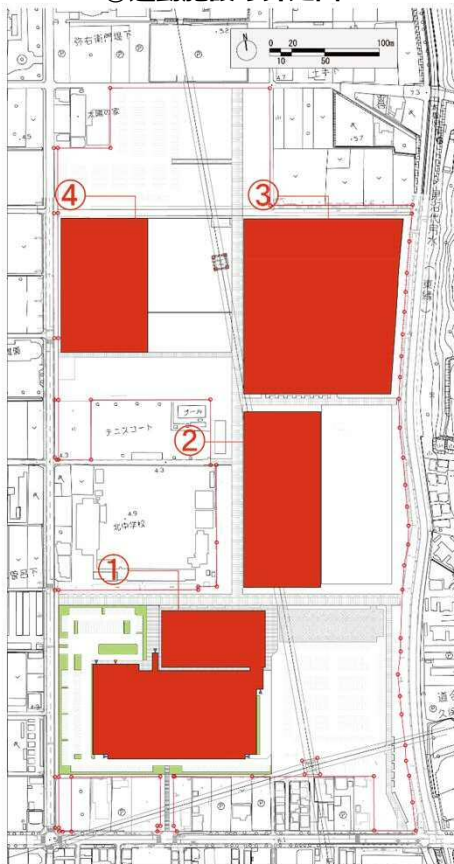
緑化算定対象		緑化長さ (m)
番号	名称	
①	樹木による緑化 (県施設部除外)	460 m
合計		460 m
緑化率		64.31 %

≧50% OK

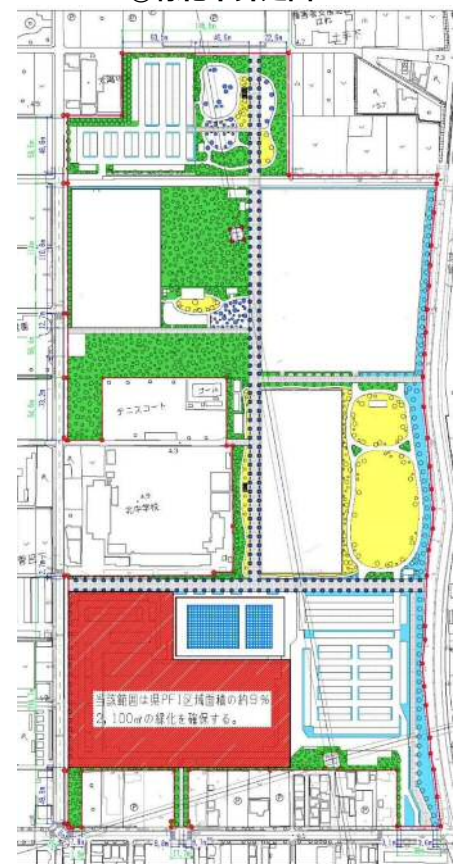
①公園施設の算定図



②運動施設の算定図



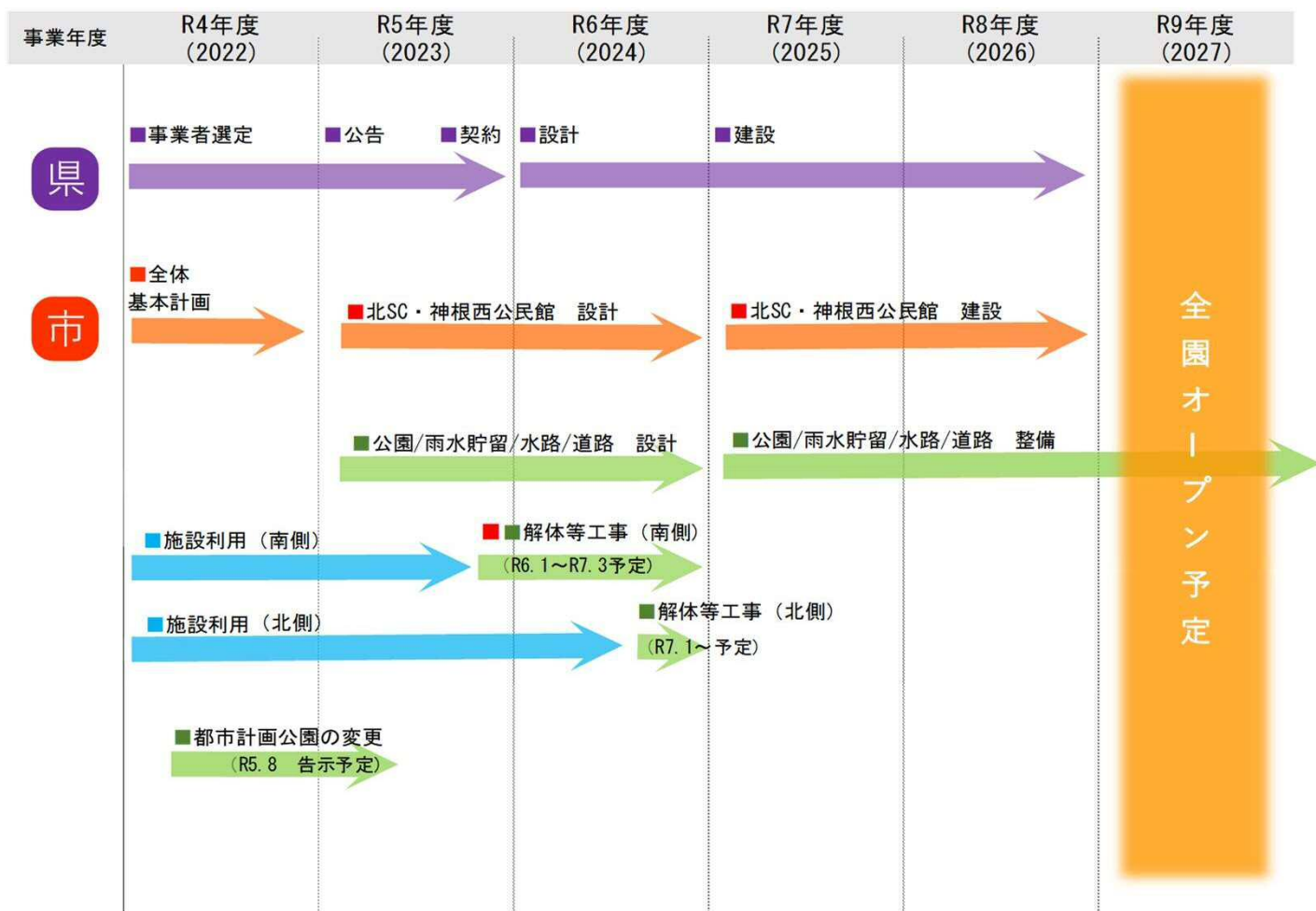
③緑化率算定図



5.事業スケジュールの検討

- ・ 埼玉県の屋内50m水泳場整備事業は、令和5年度中に事業者と契約締結し、令和6年度から令和8年度までを設計・建設期間とし、令和9年度にオープンを目指すこととしている。
- ・ 本事業は、県水泳場建設に伴い、北スポーツセンター及び神根西公民館を含む神根運動場周辺を一体的に整備する事業であることから、令和5・6年度に設計、令和7年度から工事を行い、県水泳場のオープンに合わせ進めていくことを想定する。
- ・ 施設の解体等に係る工期を考慮し、施設の利用可能期間を事前に周知するとともに、利用調整を図る必要がある。
- ・ 都市計画公園の変更後、公園区域内の用地の取得、道水路の処理及び周辺道路の改変等が併せて必要となる。
- ・ 工事着手前または供用開始前に、建築基準法等に基づく許認可や都市公園条例などの各種法規制に基づく供用開始の手続きを行うことを想定する。

事業スケジュール



6.公園整備の実現に向けた検討

- 市施設を含めた整備予定施設の管理・運営計画を検討した。公園の管理は、都市環境の改善・向上、都市の防災性の向上、スポーツや観光など多様なレクリエーションへの対応、都市景観の向上など、公園に求められる機能を十分に発揮するため行うこととする。また、行政および市民、事業者など多様な主体が係わるため、それぞれの役割を明確にし、一定以上の管理の質が確保されるよう、管理内容のチェックや利用者の満足度が高まるよう柔軟に対応する。

①管理運営の体制と業務内容案

- 市施設については従前の管理運営方法を踏襲することを基本とする。
- 市施設と県プール施設が合築整備されるという複合施設の特徴を最大限に活かせるよう、市及び県や指定管理者、関係団体等が適切な連携を図りながら施設の管理運営を行っていく体制が必要である。また、施設利用者からの意見や要望を当該施設の管理運営に取り入れるような仕組みづくりも行っていくこととする。
- 市施設及び神根公園・神根運動場の管理業務については、右に示す内容（案）が想定される。

業務内容(案)

業務内容（案）	
基本事項	
施設の管理運営方針等の決定	
施設間の連絡調整に関する業務	
総務・経理（事業計画、事業報告等）に関する業務	
総合受付、予約管理、利用案内・誘導等の業務	
備品管理	
駐車場管理	
施設巡回	
市施設	
教室、イベント等のスポーツ推進 事業に係る企画・実施	
スポーツ関連情報の収集・提供	
トレーニング指導・健康体力づくり相談の実施	
施設の貸出管理（受付・承認・使用料金の収受）	
施設の維持管理（設備保守、清掃、保安警備、修繕等）	
神根公園・神根運動場	
公園施設の貸出管理（受付・承認・使用料金の収受）	
グラウンド整備	
維持管理（植栽管理、清掃、警備、保守、修繕等）	
公園内でのイベント企画・実施	

②管理運営における基本事項

- 市施設を含めた整備対象施設の開館日と開館時間については従前通りの管理運営を踏襲する。
- 右に貸出対象諸室（案）を示す。これらの施設の各諸室については、スポーツや生涯学習の推進のため、これまでのように個人や関連団体に対して貸出を行う。
- 利用手続きは、従前の管理運営方法を基本としつつ、施設利用者の利便性に配慮する。
- 諸室の利用料金については、市民全体の負担の公平性の観点から、受益者負担を原則とする。
- 災害時には、施設内への市民の立ち入りを制限して平常時の施設利用から機能転換を行い、屋外運動施設及び広場を避難スペースとする。

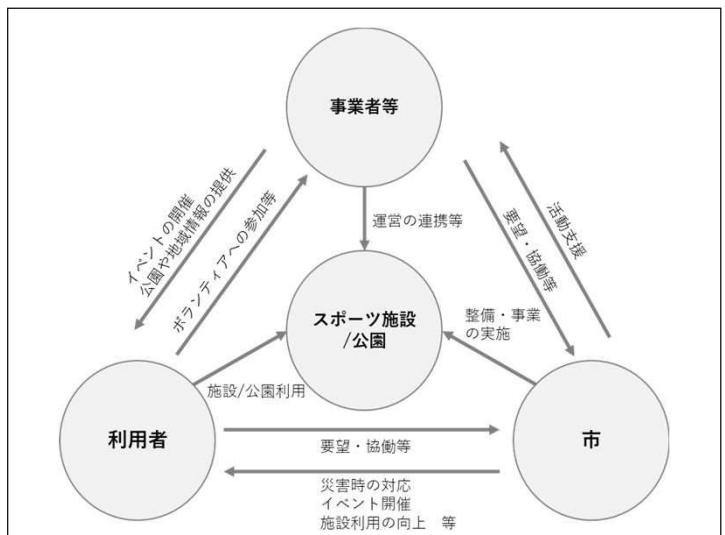
貸出対象の諸室（案）

施設名	階数	対象諸室
市施設（北スポーツセンター関係の諸室）	1階	体育館
	1階	クラブルーム
	1階	トレーニングルーム
	1階	多目的室
	1階	会議室
市施設（神根西公民館関連の諸室）	2階	ホール
	2階	視聴覚室
	2階	料理実習室
	2階	ミーティング室
	2階	日本間
	2階	会議室
	2階	倉庫
神根公園・神根運動場	—	屋外運動施設1
	—	屋外運動施設2
	—	屋外運動施設3

③管理運営の主体と役割分担

- スポーツ・運動場整備と公園整備を契機に、多様な主体・世代に親しまれる管理運営・利活用を行うためには、主な利用者であるスポーツ団体をはじめ、教育機関や医療機関等の事業者、地域と行政が連携することが不可欠となる。施設整備後は、それぞれの得意分野を活かして、持続可能な管理運営ができる体制を構築する。
- 多様な主体による公園施設の管理運営や、地域の事業者がイベントや清掃等に関わることで、地域に根付いた公園となり、特色ある公園となることが期待される。

各主体の役割



7. 事業化に向けた課題

- 基本計画における課題、今後の検討・協議等が必要な項目と、それに対する対応・検討の方針について整理し、以下の表にまとめた。

今後の課題整理表

主な今後の検討項目			今後の対応・検討方針
大項目	小項目	内容	
区域に関する内容	道路区域の設定	公園区域（敷地）の決定に際して、周辺道路の拡幅整備など、道路区域の設定が必要。	発生交通負荷を鑑み、幹線44号線を中心に拡幅等の手続きを継続して進める。
	区域内道路・水路の廃止等	公園区域（敷地）の決定に際して、区域内の道路は必要に応じて廃道等の手続きを行うことが望ましい。	基本計画の方針に沿って、残す必要がない道路・水路の廃止手続きを進めるとともに、廃止しない水路については、暗渠化等の対策を継続検討する。
	未買収地の対応	公園区域（敷地）の決定に際して、区域内の権利者の合意形成が必要。	近隣地権者に対する計画内容の周知と用地取得交渉が必要。公園都市計画決定等の手続き前には、地権者との合意が望ましい。
	区域内 既存電柱の移設	計画地内を南北に電柱が縦断しており、公園整備計画に併せた一時的な移設・盛替え等が必要。	関連インフラ事業者と協議し、移設ルート・期間・盛替え位置等の検討を行う。
機能・配置に関する内容	市施設導入機能・仕様の深度化	基本計画案をもとに導入機能の深度化を行うとともに各室の仕様やクライテリア（設計と件）を定める。	基本設計にて、建物側の設計と条件を取りまとめる。
	県施設規模との調整	PFI事業で公募される県施設の配置、規模設定と、市施設／公園設計の調整が必要。	PFI公募結果に応じて、機能・動線・デザイン等について適宜調整を図る。
	川口市景観計画との調整	市／県施設とともに、川口市景観計画で定める高さ規定を超える為、関係機関との調整が必要。	県施設のPFI公募結果に併せて、市・県両施設で景観と調和した施設検討を行い、川口市景観形成委員会に諮問する。
	屋外運動施設の深度化	今後の運営・維持管理面を含めた持続的な公園施設の導入可否を検討。	収益性のある競技種目の導入も含め、引き続き屋外運動施設の機能・規模を検討する。
	屋外運動施設の配置計画	限られた面積・法規制による制約を踏まえた効果的な配置の検討。	上記、屋外運動施設の深度化・再整理に併せて、継続して配置計画を検討する。
	駐車場の規模・配置の更新	市・県両駐車施設で連携し、必要な駐車需要を満足する規模、配置を検討する。	県施設の規模・配置の確定に併せて、改めて駐車台数と配置の検討を行う。
	公共交通の検討	路線バス等のルート変更、増便や計画地内への乗り入れの検討を行う。	現状・将来の路線需要等を鑑み、県並びにバス事業者と継続して協議を行う。
	雨水貯留施設の規模・工法の精査	事業費の多くを占める雨水貯留施設の規模・工法の検討。	コスト削減、工期短縮等を視野に、貯水量の詳細検討や工法の精査を行う。また、県整備区域内における雨水貯留量の確保・分担についても協議を行う。
	公園受水槽の精査	必要な水使用に際して、継続して受水方式の検討を行う。	周辺インフラの負荷状況を鑑み、受水方式（受水槽の必要性、直結方式等）について、関係課と協議・検討を行う。
	下水方式の精査	下水処理方式に関して、継続して検討を行う。	既設下水管に対する新規での接続可否等を含め、関係課と協議・検討を行う。
	各種仕様の精査	舗装、植栽、遊具等について継続して仕様の精査を行う。	基本計画の機能・規模を踏まえて、詳細な仕様を継続して検討する。
スケジュール・工事に	市施設	令和9年の供用開始を踏まえ工事・申請スケジュール等を継続して検討を行う。	基本設計での建物計画・形状の深度化に併せて、必要な工期算定を行う。
	公園	供用開始時期と工期分けも含め、工事スケジュールの検討を行う。	工事範囲・規模が広範となることから、工区・工期分けの必要性や、段階的な供用開始等も含め、継続して検討を行う。
	県施設との連携	設計・建設期間の詳細が不透明な県施設との調整・連携を図る。	PFI事業者決定に併せて、両施設で連携が必要な項目（申請、道水路、雨水貯留の分担等）を整理・調整を図る。
	都市計画	施設の工事・申請に先立ち、都市計画変更（公園区域変更）を行う。	施設の申請、既存施設の解体に先立ち、都市計画変更と公園の区域決定・事業認可、既存公園施設等の廃止条例手続きを行う。

※赤字の項目については、今後特に協議・検討が必要な事項とする。

3章 事業手法の検討

1. 施設等の供用部分に関する検討

- 共同整備の対象範囲における県市の分担と共同整備における費用負担について、以下のように整理した。

共同整備の対象範囲における県市の分担

	整備	運営維持管理
市施設	市単独＋県と一部共同 (外観・構造・機能を一体性のある建物とするため、設計については県と協議・調整)	市単独
県プール施設	県単独	県単独
駐車場	県単独 (PFI事業敷地に約200台の駐車場を整備) 市単独 (県の事業敷地東側の市の事業敷地に約300台の駐車場を整備)	市及び県
神根公園・神根運動場屋外施設	市単独	市単独

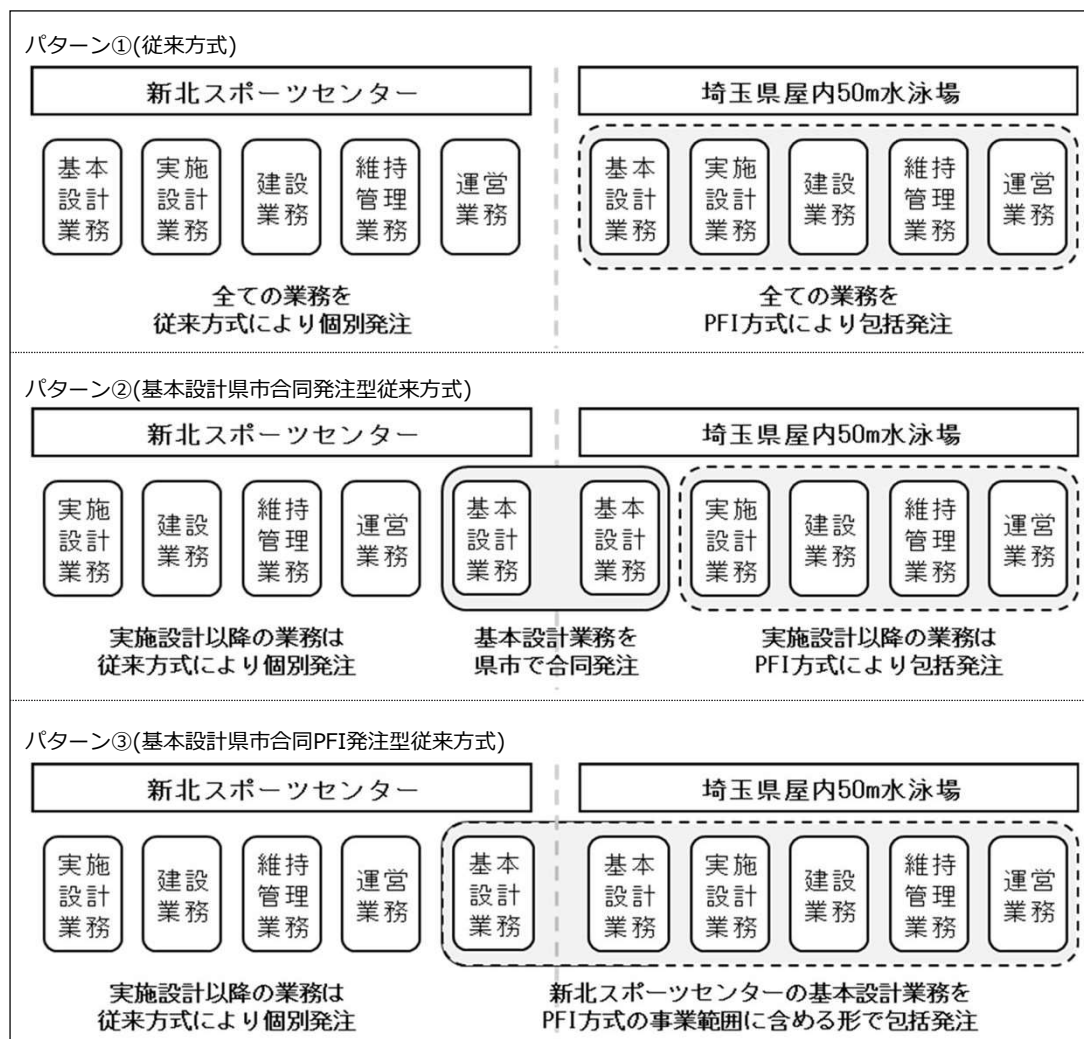
共同整備における県市の費用負担

	市の負担額	県の負担額
市施設	○整備費 ○運営維持管理費	市施設への変更/新規対応が生じた場合にかかる費用
接続デッキ	○整備費	(負担なし)
県プール施設	県プール施設への変更/新規対応が生じた場合にかかる費用	○整備費 ○運営維持管理費
駐車場	○整備費 ○運営維持管理費 市の事業敷地に約300台の駐車場を整備	○整備費 ○運営維持管理費 PFI事業敷地に約200台の駐車場を整備
神根公園・神根運動場屋外施設	全額を市が負担	(負担なし)
既存施設の解体処分、整地	全額を市が負担	(負担なし)

2. 事業の評価及び事業手法の決定

- 事業手法については、従来方式を基本としつつ、想定し得る県市合築・PFI方式の利点も取り入れることができるパターンを3つに整理した。また、本市の立場からどの方式が望ましいと考えられるか、定性的に比較検討を行った。

事業スキームイメージ図



- 本事業においては、「地元への経済効果」と「維持管理・運営における市の意向反映」をいかに発揮し、スポーツを軸とした長期にわたる事業の継続性、その結果として市民が長期にわたり便益を享受でき、地域コミュニティの醸成や健康増進等といった周辺地域も絡めたまちづくり効果を発現することが極めて重要であることから、市施設のみを考慮した事業方式である「パターン①（従来方式）」を採用することが最も望ましい事業手法であるといえる。
- 市及び県の重視する項目をバランスよく満たす「パターン②」「パターン③」は、PFI方式により市及び県施設を同一の民間事業者が運営することで、財政負担の軽減といったコストメリットの発現が期待されるものの、本市の重要事項を上回るほどのメリットの発現は見込みにくい。
- なお、必要に応じて市施設は県プール施設に合わせた設計を行うこととし、設計及び施工調整に協力・連携を図ることとする。

事業手法の比較評価

		パターン①	パターン②	パターン③
本市の重視する項目	地元への経済効果	建設業務が、地元事業者にとっても参画しやすい従来方式であるため、地元への経済効果を見込みやすい。 	同左 	同左 
	維持管理・運営における市の意向反映	従来方式のため、市の意向に沿った施設の維持管理・運営を行える。 	同左 	同左 
	事業者選定における市の意向反映	市の単独事業のため、市の意向に沿った事業者を選定することができる。 	県との合同発注となるため、市の意向に沿った事業者選定を行うことができない可能性がある。 	県との合同発注となり、かつ事業における県施設の比重が大きいため、市の意向に沿った事業者選定を行うことができない可能性が高い。 
	設計業務における市の意向反映	設計業務が仕様発注となるため、意向を反しやすい。 	設計業務は仕様発注だが、県との合同発注となるため市の意向を満足に反映させることができない可能性がある。 	設計業務が性能発注となり、かつ県との合同発注となるため、市の意向を満足に事業に反映させることができない可能性がある。 
県の重視する項目	施設整備における事業の効率化	従来方式のため、従来通りである。 	設計業務を県市合同で実施するため、施設整備の効率化を一定程度図ることができる。 	同左 
	維持管理・運営における事業の効率化	従来方式のため、従来通りである。 	同左 	同左 
	財政負担の平準化効果	建設業務を従来方式により実施するため、従来通りである。 	同左 	同左 
その他	競争性の確保	建設業務が従来方式により発注されるため、多くの事業者にとって参画しやすく競争性を確保しやすい。 	同左 	同左 
総合評価		市の重視する項目を全て満足しており、事業方式として最も望ましい。 	市の重視する項目と県の重視する項目をある程度満たしているが、県プール施設の整備スケジュールが遅延する可能性があるため、他の事業手法より評価が劣る。 	市の重視する項目と、県の重視する項目をある程度満たしているが、設計内容や事業者選定に市の意向が反映されない可能性があるため、他の事業手法より評価が劣る。 

未来創造・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和5年8月22日（火）

午後1時30分

場 所 議会第3委員会室

川口市教育委員会

目 次

【報告事項】

- | | | | |
|---|---------------------|------|---|
| 1 | 本市における不登校対策について | …… P | 1 |
| 2 | いじめ根絶に向けた取り組み状況について | …… P | 4 |

【質疑応答概要】	…… P	13
----------	------	----

1 本市における不登校対策について

(1) 市内の不登校児童生徒数

本市における不登校の児童生徒数は年々増加している。小学校では、令和2年度の233人から令和3年度の255人となり、22人増加し、中学校では、令和2年度の557人から令和3年度の668人となり、111人増加している。小中学校全体で、令和3年度の不登校児童生徒数は923人であった。令和4年度も増加傾向は続き、小学校で352人、中学校で825人、合計1,177人となっている。

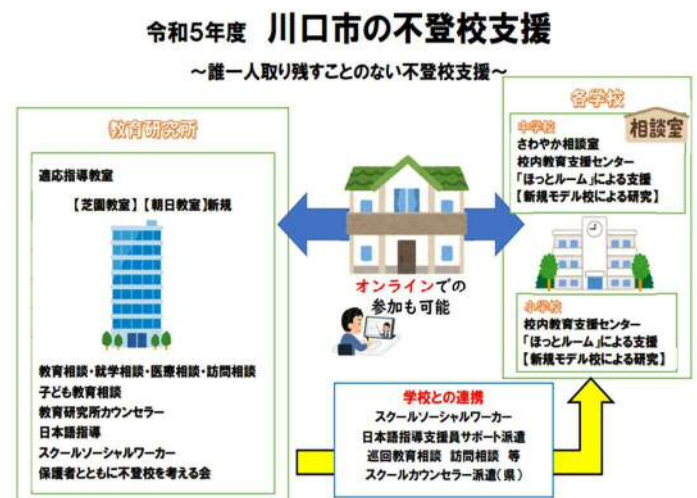
(2) COCOCO（こころ）プラン

令和5年3月31日に文部科学省より発出された、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」COCOCOプランによると、令和3年度の小中学校における全国の不登校児童生徒数は244,940人であり、また、90日以上の不登校であるにもかかわらず学校内外の専門的な機関と相談をしていない児童生徒が約46,000人いると報告されている。

すべての児童生徒が学びにアクセスできるような取り組みの推進が掲げられており、本市の実情に応じたCOCOCOプランの具現化に向けた不登校対策を進めていく。

(3) 令和5年度の不登校対策

- ア 適応指導教室(教育支援センター)の拡充
- イ 校内教育支援センター「ほっとルーム」の設置(モデル校 9校)
- ウ オンラインによる学習支援
- エ 子ども教育相談の充実
- オ 保護者ととともに不登校を考える会における進路説明会の実施
- カ 不登校特例校の設置に向けた検討



(4) 適応指導教室(教育支援センター)の拡充

ア 概要

芝園町の教育研究所(芝園教室)に加え、令和5年度より通室の利便性向上のため、朝日の川口市立高等学校第2校地に朝日教室を設置した。

- ・朝日教室 川口市朝日 5-9-18

イ 開設期間

令和5年4月11日(火) ～ 令和5年7月13日(木)

令和5年9月4日(月) ～ 令和5年12月14日(木)

令和6年1月9日(火) ～ 令和6年3月14日(木)

※開設日 毎週月曜日～木曜日(祝日、県民の日は除く)

午前10時～午後2時30分

ウ 活動内容

自学自習を基本とし、体験活動を実施する。

室外学習（遠足、プラネタリウム・科学館見学等）は両教室合同で実施する。

エ 利用児童生徒数（令和5年度実績 6月30日現在）

入級児童生徒 芝園教室 5人 朝日教室 5人

体験利用者 芝園教室 20人 朝日教室 9人

（5）校内教育支援センター「ほっとルーム」の設置

ア 概要

不登校の早期段階や、クラスに入りづらい児童生徒が落ち着いた空間で自分に合ったペースで学習や生活を行うことができる居場所を作るために、モデル校9校に「ほっとルーム」を設置した。教室復帰だけを目的とするのではなく、社会的自立を目指す。

ほっとルームの主担当の教員を付け、主担当が中心となり学習活動・行事等を行っていく。

イ 活動

- ・GIGAスクール端末を活用して、在籍学級の授業の視聴、学習支援アプリや授業動画配信サイトを利用した学習を行う。
- ・ほっとルーム利用児童生徒で体育の授業など体験的な学習を行う。
- ・主担当教員以外の教員もほっとルームの授業を担当し、学校全体で不登校児童生徒を見守っている。

ウ 期待される効果

- ・教室に居づらい児童生徒の居場所を作ることができる。
- ・個に応じた進路指導により社会的自立に向けた支援の充実を図ることができる。
- ・学校全体で児童生徒を見守る体制づくりや継続した指導を行うほか、多様な支援を経験することによる教員の資質向上を図ることができる。

エ 課題

教員やその他の人材の確保

（6）オンラインによる学習支援

ア 学習支援アプリの活用

自学自習ができるよう、学習支援アプリ「ミライシード」を活用している。

イ 授業動画配信サイトの利用

NPO法人eboardが運営している動画学習コンテンツを活用して、未履修事項の学び直しに役立てている。

ウ 授業配信

GIGAスクール端末を活用して普段行なっている授業の配信を行い、視聴することができる。ほっとルーム利用児童生徒は積極的に活用している。

(7) 子ども教育相談の充実

ア 実施日及び場所

毎週火曜日 午前9時～11時 上青木公民館

毎週水曜日 午前9時～11時 戸塚公民館

毎週木曜日 午前9時～11時 新郷公民館

イ 実施方法

本年度から、保護者の相談に加え、児童生徒の学習支援も実施。継続した相談にも対応し、児童生徒と一緒に来所し、教育相談、学習支援を行うことを可能とした。

(8) 保護者とともに不登校を考える会における進路説明会の実施

ア 目的

中学生を対象に、上級学校等への進路決定に向けた情報提供をすることで、生徒が自身の将来を見つめるきっかけとし、進路指導の一助とする。

イ 実施日及び参加校

令和5年7月6日(木)

参加校 川口市立高等学校 定時制課程

学校法人国際学園 星槎国際高等学校(広域通信制)

ウ 実施方法

上級学校の説明(指導主事)

参加校からの説明

個別相談会(希望者・先着順)

エ その他

進路説明会の模様は、GIGAスクール端末を活用して配信する。

(9) 不登校特例校の設置に向けた検討

ア 不登校特例校とは

不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校

イ 学校数(令和5年4月現在)

24校(公立学校14校 私立学校10校)

埼玉県は設置なし

ウ 視察

令和5年2月7日 岐阜市立草潤中学校

令和5年2月13日 八王子市立高尾山学園

エ 指導課内に不登校特例校設置に向けた検討組織を整備

2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について

(1) いじめ根絶に向けた取り組み

ア いじめ対応教員研修会

(ア) 日時及び場所 令和5年4月19日(水) 午後3時 青木会館

(イ) 対象者 市内小・中・高等学校のいじめ対応教員83人

(ウ) 研修内容 講師 市教育委員会指導主事(生徒指導担当)

- ・いじめ対応教員の役割について
- ・いじめの認知、いじめの解消について
- ・いじめ事案の対応について
- ・いじめの重大事態について
- ・いじめ認知定期報告について

イ いじめ認知・解消に係る各学校から市教育委員会への報告

(ア) 報告内容

- ・学年、該当児童生徒名、性別、認知日、解消日、解消確認(3か月後)、いじめの態様等
- ・各月末において、いじめ事案と認知された児童生徒数及び解消に至った児童生徒数

(イ) 報告期限

- ・原則、いじめを認知及び解消した月の、翌月3日以内(3月は31日まで)
※いじめを認知した当日のうちに報告表に記録することが望ましいとしている。

ウ いじめ予防のための「ピンクピンバッジ」の着用

(ア) 目的

カナダ発祥の「ピンクシャツデー」をモデルに、ピンクシャツ型のピンバッジを着用し、いじめ予防と青少年健全育成を図るもの。

(イ) 着用期間(年4回)

- ・6月 こどもを守る運動強化週間
- ・9月 世界自殺予防デー
- ・11月 埼玉県いじめ撲滅強調月間
- ・2月 中学校、高等学校の受験期間

(2) いじめ問題に関する調査状況

今回報告する 9 事案について、1 事案は、過日、次世代支援・教育力向上特別委員会で報告したもので、いじめ問題調査委員会による調査は終結したが、事案としては継続中である。

また、その他の 8 事案のうち、3 事案については、いじめ問題調査委員会を設置しており、そのうち、2 事案については、調査継続中、1 事案については、いじめ問題調査委員会による調査が終結した。

なお、残りの 5 事案については、いじめ問題調査委員会の設置を希望しない旨の回答があり、いじめ重大事態としての対応を終結した。

【報告の概要】

事案	調査委員会等の対応状況	事案の状況
1	いじめ問題調査委員会（第 48 回）	継続中
2	いじめ問題調査委員会（第 4 回）	終結
3	いじめ問題調査委員会（第 4 回）	継続中
4	いじめ問題調査委員会不要	終結
5	いじめ問題調査委員会（第 1 回）	継続中
6	いじめ問題調査委員会不要	終結
7	いじめ問題調査委員会不要	終結
8	いじめ問題調査委員会不要	終結
9	いじめ問題調査委員会不要	終結

ア 事案 1 について（令和元年 10 月、令和 2 年 5 月 次世代支援・教育力向上特別委員会報告事案）

（ア）経緯

平成 28 年 4 月、A は、学校への入学を機にサッカー部に入部した。A は、所属していたサッカー部内での人間関係に悩んでおり、平成 28、29 年度に 3 回の自殺未遂があった。

令和元年 9 月、A は、自殺企図を行い自死となった。

（イ）調査状況

平成 29 年 10 月 20 日に重大事態の発生を市長に報告し、川口市いじめ問題調査委員会条例に基づき、学識経験者、弁護士、医療従事者の専門家 3 人が委員に選任されて活動を開始した。調査委員会は、第 1 回を平成 29 年 11 月 2 日に開催し、第 11 回を令和元年 10 月 3 日に開催したが、A 保護者の要望により委員を再選考し、学識経験者、弁護士、医療従事者の 3 人で新たないじめ問題調査委員会を立ち上げることにした。

令和 2 年 7 月 3 日、3 人で新たないじめ問題調査委員会を設置した。

同年 10 月 15 日、委員会の公平性・中立性の確保及び人員不足により調査力に限界があるため、調査を十分に行う観点から、弁護士、医療従事者の 2 人の委員が追加で選任され、新たないじめ問題調査委員会は 5 人で構成された。

(ウ) その後の状況

令和5年1月13日、第45回調査委員会において、いじめ問題調査委員会委員長からA保護者に対し、最終報告書に関する説明が行われた。

同年3月24日、第48回調査委員会終了後、いじめ問題調査委員会委員長から最終報告書が提出され、市教育委員会及びA保護者が受け取った。

同年6月23日、市教育委員会が、公表版の最終報告書を市ホームページに公開した。

イ 事案2について

(ア) 経緯

令和4年12月14日、学校は、他クラスの保護者から、Aがリストカットを行なっているとの情報を得た。同日、学校はAから聞き取りを行い、同クラスのBとCにちょっかいを出されて嫌な思いをしたこと、また、それを理由にリストカットを行なったことを確認した。

同年12月19日、市教育委員会は学校から本事案についての報告を受け、学校へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和4年12月14日、学校はAから聞き取りを行なった。

同年12月15日、学校は、A、B及びCから聞き取りを行うとともに、話し合いを行なった。また、全校児童を対象に生活アンケートを実施した。

同年12月16日、学校は子育て支援課に相談を行なった。

同年12月19日、学校は、A、B、C及びそれぞれの保護者と、学校にて話し合いを行なった。同日、学校はA保護者へいじめ重大事態としての対応について説明を行なった。

(ウ) その後の状況

令和4年12月19日、B及びB保護者とC及びC保護者は、A及びA保護者に対して謝罪を行なった。同日、学校はA保護者からいじめ重大事態に関する調査委員会の設置を希望する旨の意向を確認した。学校は、学校の組織に第三者を加える体制での調査委員会を設置することとした。

令和5年2月20日、第1回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年3月10日、第2回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年3月10日時点で、Aの欠席は3日である。

なお、同年3月13日、市長に重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げる形での対応を行なっていることについて報告した。

同年3月20日、第3回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年5月15日、第4回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年5月29日、いじめ問題調査委員会委員長からA保護者に対し、最終報告書に関する説明を行い、いじめ重大事態としての対応を終結した。

ウ 事案 3 について

(ア) 経緯

令和 4 年 11 月 16 日、A 保護者から電話で「子どもがいじめを受けている。修学旅行は欠席する」と担任に連絡が入った。

同年 11 月 19 日、A 及び A 保護者が来校し、担任、顧問、学年教員と面談を行なったところ、次の 6 つの訴えがあった。① B から無視されているような気がする。B から「おはよう」がない。② 「A のことについて B が『何かうざい、存在がむかつく』と言った」と C、D から聞いた。③ 体育の着替えを一緒に行く時などに、B からは誘われない。④ A が同じグループの子に話しかけようとすると B が横から奪ってしまうことがある。⑤ グループの他の子は B の顔色を窺って A に積極的に話してくれないこともある気がする。⑥ マラソン大会の後、B が友達に「ご飯でも」と誘う行動が、A に見せつけ、聞こえるように伝えるものであったため、A との会話途中であった友達を奪う状況となった。これらのことから、同日、学校はいじめとして認知をした。

A は、同年 11 月 24 日から 26 日までの修学旅行を欠席して以降、欠席が続くようになった。

同年 12 月 23 日、学校から市教育委員会へ事案の情報共有が行われた。

令和 5 年 1 月 10 日、市教育委員会は、学校から、いじめを原因とする A の欠席日数が 30 日を超えそうである旨の報告を受け、同日、本事案について、いじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和 4 年 12 月 1 日、B 及び B 保護者は、担任、顧問、学年主任と面談を行なった。「B も A とのことで悩んでおり、その関係に気を遣っていた」とのことであった。

令和 5 年 1 月 18 日、学校は A 保護者及び B 保護者にいじめ重大事態として対応する旨を伝え、同年 2 月 15 日、A 保護者へ学校主体のいじめ問題調査委員会の立ち上げについて説明した。

(ウ) その後の状況

令和 5 年 3 月 10 日時点で、A の欠席は 62 日（うち病欠欠席 12 日）である。3 学期の定期テストは、別室であるが全ての教科を受験した。定期テスト後の同年 3 月 8 日からは、いくつかの授業を選択して出席していた。

同年 3 月 13 日、市長に重大事態の発生及び学校主体で第三者を加えたいじめ問題調査委員会を立ち上げる形での対応を行なっていくことについて報告した。

エ 事案 4 について

(ア) 経緯

令和 4 年 7 月 7 日、10 月 28 日、11 月 30 日に実施したいじめに関するアンケートにおいて、A は、「友だちに悪口などを言われることがありますか」の項目に「はい」と回答した。

同年 10 月 3 日、席替えの際に、A と B の席が近くなることがあったが、B

はAと机を離した。

同年12月16日、A保護者から学校へ、「AがCに、①『アリを食べろ』、『物をよこせ』と言われた、②Cから嘘を言われることがあった」と訴えがあった。

令和5年1月11日、Aから学校に、いじめにより指定校変更を希望する旨の訴えがあり、学校は、7月以降の事案についていじめを認知した。

同年1月13日、A保護者から学校に、いじめにより指定校変更を希望する旨の訴えがあった。

同年1月23日、本事案について、学校から市教育委員会に報告があった。

同年1月26日、市教育委員会は、校長に、7月から12月までに発生した事案について、いじめとして認知すべき内容であった旨を指導し、いじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

同年2月1日、市教育委員会は、A及びA保護者と指定校変更に伴う教育相談を実施した。

同日、校長に、①いじめ問題調査委員会の目的について、②今後の執り進め方について、指導した。

(イ) 調査状況

令和4年7月、担任はA、B両者から聞き取りを行い、BがAに対する悪口を言っていたことから、BはAに謝罪した。

同年10月3日、BがAと席を離したことに對して、担任はBから聞き取りを行い、B及び学級全体に指導した。

同年12月19日、担任と学年主任が、A、Cそれぞれから事実関係を聞き取り、A保護者に伝えた。

(ウ) その後の状況

令和5年2月7日、A保護者と学校で面談を行なった。A保護者から、調査を望まないとの話があり、いじめ問題調査委員会を立ち上げないでほしい旨の意向書が提出された。

同年2月14日、A保護者が指定校変更の手続きを行なった。

同年3月10日時点で、Aの欠席は5日である。

同年3月13日、市長に重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げない形での対応を行なったことについて報告した。

3学期以降、担任と学年主任が定期的にAに声をかけるなどして見守っており、落ち着いて生活できていた。

なお、Aは無事に卒業式を迎えることができた。

オ 事案5について

(ア) 経緯

令和5年1月10日、Cから担任に、SNS上でAを名乗る人物による、Bが過去に受けていたいじめについてのやり取りがされていたと報告があった。

同日、学校はいじめを認知した。

同年1月12日、学校はA及びA保護者に聞き取りを行い、次の2点について訴えがあった。①A自身はSNS上での上記やり取りは行なっていない。なりすましのアカウントである。②1月10日に、CがAに対して「あんたがやったんでしょ」と述べたことに對して謝罪をしてほしい。

同年2月2日、学校が設けたAとBの話し合いの中で、Bから「今は疑っていないが、なりすましアカウントはAだと疑っていた」旨の発言があった。

同年2月14日、Aが泣きながら登校し、教室に入ることが不安であること、Bが自分のことを見ながら何か言っているような気がするとの訴えが学校にあり、早退した。

同年2月15日、Aが欠席し、卒業式の日まで断続的に欠席が続いた。

同年3月7日、CがAに謝罪をした。

同年4月18日、A保護者の要望により、改めて学校及び市教育委員会との話し合いの場を設けた際、A保護者から、本事案について第三者に調査してもらいたい旨の訴えがあった。

同年4月19日、市教育委員会は学校へ、本事案について、いじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和5年4月24日、学校はA保護者に対し、いじめ重大事態として対応する旨を伝えた。

同年5月23日、学校はA保護者へ学校主体のいじめ問題調査委員会の立ち上げについて説明した。

(ウ) その後の状況

Aの、令和4年度の欠席日数は14日であり、卒業式には参加できなかった。

Aは卒業後、令和5年4月から学校に通学できている。

同年5月31日、市長に重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げる形での対応を行なっていることについて報告した。

同年6月21日に、第1回いじめ問題調査委員会を開催した。

カ 事案6について

(ア) 経緯

令和5年4月13日、A保護者から「Aが昨日、相談室を出た時に誰かは分からないが悪口を言われた」「もう学校に行きたくない、行けないと言っている」との訴えがあった。また、「加害生徒の特定はしないでほしい」との訴えがあった。

同日、学校はいじめを認知した。

同年4月24日、学校はA保護者と面談を行い、今後のいじめへの対応について説明を行うとともに、A保護者の「大げさにしないでほしい」との意向を確認した。

同年5月16日、市教育委員会は、学校から本事案についての報告を受け、学校へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和5年4月13日、学校はA保護者に、Aに対する聞き取りを行い今後の指導につなげていきたい意向を伝えたが、A保護者から「今はAに聞ける状態ではない」「そこまでしなくてよい」「様子を見たい」との回答だった。

同年4月24日、学校はA保護者と面談を行なったが、本人への聞き取りはできておらず、事実確認には至っていない。

(ウ) その後の状況

学校はA及びA保護者の意向を確認しながら対応を行なっている。

令和5年5月30日時点で、Aの欠席は28日である。

同年5月31日、市長に重大事態の発生について報告した。

同年6月5日、学校はA保護者と面談を行い、重大事態に関する説明及び調査委員会の設置の希望の有無を確認し、A保護者から調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

キ 事案7について

(ア) 経緯

Aは、令和5年4月11日から欠席が続いていた。学校は家庭訪問や面談を繰り返しながら対応を行なっていた。当初、A保護者は欠席の理由を家庭生活の問題と捉えていた。

同年5月12日、学校はAの自宅に家庭訪問を行なった。その際、A保護者から、始業式に遅刻したことを友人にからかわれ、そのことが原因で学校に行きづらいとの訴えがあった。

同日、学校はいじめを認知した。

同年5月23日、市教育委員会は学校から本事案についての報告を受け、学校へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和5年5月12日、学校はA保護者からの訴えをもとに、学級への聞き取り調査を実施したが、事実確認には至らなかった。

同日、A保護者に上記の聞き取りの結果について伝えたところ、A保護者から、本事案について「公にしてほしくない」、Aや学級等に対する「詳しい聞き取りなどはしてほしくない」との訴えがあった。

(ウ) その後の状況

令和5年5月24日、学校はA及びA保護者と面談を行ない、重大事態に関する説明及び調査委員会の設置の希望の有無等を確認し、A保護者から調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

同年5月30日時点で、Aの欠席は31日である。

同年5月31日、市長に重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げない形での対応を行なっていることについて報告した。

ク 事案8について

(ア) 経緯

令和5年6月2日、Aが同クラスの生徒と会話をしていた際、生徒がマスクをしていなかったことについて、Bが「汚い」と発言した。AはBの注意の仕方に腹を立て、Bに対して菌をつけるようなしぐさをとった。そのことがき

かけで、AはBから髪をつかまれる、足を蹴られる、肩を殴られるという行為を受けた。さらに、AはBから「死ねよ」と言われ、A自身のジャージで自らの首を絞めた。

同日、学校はいじめを認知した。

同日、市教育委員会は、学校から本事案についての報告を受け、学校へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和5年6月2日、学校はA及びBから聞き取りを行い、事実を確認した。AとBは過去にもトラブルになったことがあり、そのことも含め、お互いに悪かった点や改善点等について話し合い、謝罪を行なった。また、学校はA保護者及びB保護者へ、本事案について説明を行なった。

(ウ) その後の状況

令和5年6月9日、学校はA保護者にいじめ重大事態としての対応の説明を行なった。

同年6月26日、学校はA及びA保護者とB及びB保護者との話し合いの場を設定し、再度双方の想いを確認した。

同日、学校はA保護者と面談を行い、A保護者から調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

同年6月29日、市長に重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げない形での対応を行なっていることについて報告した。

なお、Aは本事案発生後も休まずに登校している。

ケ 事案9について

(ア) 経緯

Aは、昨年度から欠席が多く、一度アンケートに「友達のことについて不安がある」と記載があったため、話を聞いたが「学習が心配」という訴えであり、友人のことは話さなかった。その後もA及びA保護者に聞き取りを行なったが、明確な理由を確認することはできなかった。

令和5年3月24日、修了式の日、AはA祖母と一緒に来校し、面談を行なった。その際、Aは直筆の手紙を持って登校し、B及びCから悪口等の嫌がらせがあることを訴えた。

同年4月19日、A祖母と面談を行い、「Aは今、学校に行くことがストレスになっている」との訴えがあった。Aが学校に行けない理由の中に、友人との関係についても含まれていたため、学校はいじめを認知した。

同年6月9日、市教育委員会は学校から本事案についての報告を受け、3月24日の時点でいじめとして認知すべき内容であった旨を指導するとともに、欠席日数が30日を超えていることから、学校へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

学校は、A祖母との面談の中で、Aが聞き取り等を望んでいないこと、1年

生の中から「学校に行きたくない」と訴えていたこと、AがADHDの診断を受けていたことについて訴えを聞き、今後も引き続き、Aの気持ちに寄り添いながら対応していくことをA祖母と確認した。

令和5年7月11日、A保護者の了承のもと、学校はB及びCへの聞き取りを行い、Bにおいては事実確認には至らなかったが、Cからは謝罪の意思を確認した。

(ウ) その後の状況

令和5年6月22日、学校はA保護者にいじめ重大事態としての対応の説明を行なった。

同年6月29日、市長に重大事態の発生について報告した。

同日、学校はA保護者と面談を行い、A保護者から調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

なお、Aは本事案発生後も欠席が続いており、同年7月5日時点で欠席日数は52日となっている。

同年7月11日、B及びCからの聞き取り内容をA保護者へ説明し、更なる調査を希望しない旨を改めて確認した。

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和5年8月22日開催)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
1 本市における不登校対策について	
< 質 疑 > (松本 英利 委員) 適応指導教室の拡充について、芝園教室と朝日教室の通室に関する区域指定はあるのか。 (松本 英利 委員) 今年度の適応指導教室の見学・体験と本入室の人数と、体験から入室に至らない人数が多いのはなぜか。 (松本 英利 委員) ほっとルームの担当教員の人数と、今後担当教員がどのくらいの人数がいれば理想か。	< 応 答 > (指導課長) 区域指定はしていない。個々の希望や状況に応じて選んでいる。 (指導課長) 現在適応指導教室に、小学生2名、中学生が8名入室し、見学・体験は小学生12名、中学生17名が実施した。本人、保護者と相談員、カウンセラーが通室の仕方も含めて相談を進めている。 (指導課長) 担当教員の人数はとくには決まっていない。学校ごとに実情に応じて運営している。授業の空いている先生がローテーションで対応するなどしている。モデル校では、児童生徒加配・生徒指導重点校加配の教員が主に運営している。 今後は、専属の担任を常駐させ、各学年に1名ずつ配置したいと考えている。

質 疑	応 答
(松本 英利 委員) 将来的に全校配置の方向性なのか。	(指導課長) できれば全校配置をしたい。
(奥富 精一 委員) (2) のCOCOLOプランとは何か。	(指導課長) 学びたいが学べない子、不登校で関係機関とも関わりのない子が多いことから学びの保障を社会全体で取り組むために、文部科学省が発出したものである。
(奥富 精一 委員) COCOLOプランは不登校対策の包括的なものと捉えることができる。本市としてどのように位置づけていくのか。	(指導課長) 国のCOCOLOプランをもとに川口版COCOLOプランを作っていく。 COCOLOプランには3つの目標がある。1つ目は、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることであり、本市では、適応指導教室、ほっとルーム、不登校特例校がこれにあたる。2つ目は、心の小さなSOSを見逃さず「チーム学校」で支援することであり、GIGAスクール端末を活用して心の変化を見ていくことができればと考えている。3つ目は、学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることであり、学級経営を母体として児童生徒が活躍できる機会を作っていきたい。川口版COCOLOプランを各学校に浸透させていきたい。

質 疑	応 答
(坂本 だいすけ 委員) ほっとルームは、現在加配をあてている状況だが、ゆくゆくは専任の教員を配置しなくては難しいため、県にも働きかけてほしい。(要望)	
(坂本 だいすけ 委員) 特例校設置に向けて組織で検討しているようであるが、どのような組織なのか。	(指導課長) 協議会を立ち上げていくことを検討している。特例校だけでなく、不登校全般において検討をしていく。校長会や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育研究所所員で検討を進めていく。
(坂本 だいすけ 委員) 不登校特例校の設置場所はどこか。	(指導課長) 芝園の教育研究所の活用を考えている。不登校を経験された方も通っている夜間中学も移設され、不登校支援の拠点としていきたいと考えている。 夜間中学は国庫補助の関係もあり、調整が必要である。
(坂本 だいすけ 委員) 夜間中学の校舎は、昼間は活用していないのでぜひ活用してほしい。 夜間中学は国の事業で行っている。ぜひ使わせてほしいと国に働きかけてほしい。(要望)	

質 疑	応 答
(福田 洋子 委員) 適応指導教室において、体験から入室の人数が少ないが、本入室に至らなかった児童生徒へのフォロー体制はどうなっているのか。	(指導課長) 本入室に至らなかったことは在籍校に報告をし、学校での支援につなげている。教育研究所の相談員ともその場で切れるわけではないので、相談を継続していく。
(福田 洋子 委員) 不登校児童生徒に対して粘り強く取り組んでほしい。(要望)	
(福田 洋子 委員) ほっとルームモデル校9校を教えてほしい。	(指導課長) 東中・安行中・戸塚中・在家中・安行東中・神根小・前川小・柳崎小・東本郷小の9校である。
(福田 洋子 委員) 主担当の教員の研修体制はどうなっているのか。	(指導課長) 今年度から始めた事業であり、今年度は校長会で3校の実践を紹介した。研修の体制については今後検討していく。
(福田 洋子 委員) 不登校を考える会における進路説明会の参加人数及び主な感想は。	(指導課長) 中学2・3年の生徒が5名、保護者が18名、オンラインで4名の計27名参加した。主な感想は、「目標ができた」というものや「前向きになれた」という感想があった。

質 疑	応 答
(福田 洋子 委員) 今後進路説明会はどのように行っていくのか。	(指導課長) 大宮中央高校のような通信制高校やフリースクールを含めて考えたい。その他には全日制高校、戸田翔陽高校のような昼間部もある定時制高校なども検討していく。この事業については継続していく。
(池田 けい 委員) ほっとルームを利用するにはどのようにすればよいのか。	(指導課長) 学校で丁寧に相談を進め、ほっとルームの利用につなげている。
(池田 けい 委員) オンライン学習でのミライシードと eboard の特徴を教えてほしい。	(指導課長) ミライシードのドリルパークを使って既習事項の学習を進めていき、eboard では、未履修事項を授業動画を活用して進めている。
(池田 けい 委員) 本市は、外国籍の生徒が多いが、外国籍の不登校児童生徒はどのくらいいるのか。	(指導課長) 外国籍の生徒約 6 0 0 名のうち不登校が 5 6 名であり、出現率は、約 9 パーセントである。
(関 由紀夫 委員) 学校内外の専門的な機関と相談をしていない児童生徒が全国では約 4 6, 0 0 0 人いるとあるが、本市の人数はいかがか。保護者へのアプローチはどのようなことを行っているのか。	(指導課長) 小学校で 4 名、中学校で 4 3 名、計 4 7 名である。 そのような家庭には、学校において家庭訪問や電話連絡をしているがつながらないことが多い。

質 疑	応 答
(関 由紀夫 委員) 難しい家庭が増えているので、各学校に任せるのではなく、基準を作って対応してほしい。 不登校特例校については、夜間中学の活用を図ってほしい。(要望) (松本 幸恵 委員) 令和4年度に不登校が増えている。理由は一人ひとり違うと思うが、主な理由を教えてください。	家庭訪問では手紙を入れてくるが、連絡が取れず学校も困っていることがある。 教員だけでは難しい場合は、スクールソーシャルワーカー、子育て相談課や児童相談所とも連携を図っている。ある例では、スクールソーシャルワーカーと子育て相談課で訪問したら会えたこともあり、家庭への支援を行い、登校につながった例もある。学校だけで終わらないように関係機関と連携している。 (指導課長) 主な理由としては、小中学校ともに無気力・不安が一番多い。エネルギーがたまってないため、頑張れず、なんとなく行かないというものが多い。また、小学校では親子関係、生活リズムの乱れが多い。中学校では、いじめを除く友人関係や生活リズムの乱れが多い。

質 疑	応 答
(松本 幸恵 委員) 不登校特例校を視察して、本市で設置するにあたっての課題は何か。	(指導課長) 岐阜市立草潤中学校は令和３年度に開校した不登校特例校であり、全校で４０名程度在籍している。学校らしくない学校であり、学校が生徒に合わせる学校、生徒が担任を選び、授業は全てオンラインで配信されており、教室、教室外、自宅どこでも授業を受けることができる。 八王子市立高尾山学園は、平成１６年度に開校し、対面にこだわって教育活動を進めている。適応指導教室が併設されており、転入希望の児童生徒はまずは適応指導教室に入室する。毎月転入を受け入れている。小学４年生から中学３年生までが対象である。 課題としては特別の教育課程を編成することである。１，０１５時間の授業数を２割程度削減し、どのように８００時間程度にしていくのか、文部科学省に申請しなくてはならないので、大きな課題である。
(松本 幸恵 委員) ほっとルームのモデル校は、地域的に偏っているが、９校の選定理由は。	(指導課長) 児童生徒支援加配、生徒指導重点校加配の学校をモデル校とした。まずは人数がいないと運用ができないので、今年度はモデル校で取り組みを行い、成果と課題を洗い出す。

質 疑	応 答
(松本 幸恵 委員) 利用人数及び成果は。	(指導課長) モデル校9校で64名が利用している。効果としては、安心して登校することができたり、様々な先生とのコミュニケーションを図ったりすることができることである。加えて、相談室との連携や、担任だけで抱え込むのではなく、学校全体でみることにより共通理解を図ることができる。
(稲川 和成 委員) 不登校特例校は全国に24校あるとのことだが、視察した2校はどのように選んだのか。	(指導課長) 本市から近いこと、また、不登校特例校として先進的な取り組みをしている学校であることから選定した。
(稲川 和成 委員) 不登校特例校について対面かオンラインも活用するのか。また、どのような組織で検討しているのか、詳しく教えてほしい。	(指導課長) 不登校特例校は対面を基本として、オンラインを含めて検討していく。特例校設置に向けては、NPOや地域の主任児童委員などの外部の人材も含めて様々な角度から検討していく。
(稲川 和成 委員) 外部の人材を入れて多面的に検討を図ってほしい。(要望)	

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和5年8月22日開催)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について	
< 質 疑 > (松本 幸恵 委員) (2) の事案1について、市教育委員会からいじめ問題調査委員会の最終報告書が公表され、保護者も受け取られたとのことだが、事案について継続中とある。これは、どういう意味か。 (松本 幸恵 委員) 二次被害への対応や危険性について、どう対応しているか、教育委員会として学校への指導をどのように行っているのか。	< 応 答 > (指導課長) 事案1の継続中の理由は、今後、意見書が提出される運びであり、それを待っている。 (指導課長) 二次被害について、小学校のことは、学校外の出来事であり、遑って調査は難しい。中学校の状況では、いじめに係る一般的な指導で終わっているところが見受けられた。「誰に、いつ言われたのか」を本人からしっかりと聴き取った上で、加害者へのピンポイントの指導やその後の見届けをすべきところで、それが不足していたために、このような二次被害が起きてしまったと教育委員会としては認識している。 特に初期対応をきちんと行う、しっかりと区切りをつける上で、事実確認と謝罪は必要ではあるが、それが解決、解消ではない。区切りをつけた後こそ、学校が被害児童生徒の様子をしっかりと

質 疑	応 答
(松本 幸恵 委員) 双方が話し合う場が、新たな二次被害の場にならないようにと最終報告書で指摘されている。そこについての対応をしていただきたい。 (松本 幸恵 委員) 意見書が今後出されるのはいつ頃か。また、提言の中で指摘されている点について、教育委員会として今後どのように対応していくのか。	学校全体で見届け、保護者にも逐一様子を伝えながら、本人が安心できる状況になったところで本当の意味での解消である。いじめ防対法でも最低3か月は、いじめ解消を見届けることとなっている。今後も法に則った対応を教育委員会の方から粘り強く、学校に対して指導していくことが、二次被害防止の策ではないかと考える。 (指導課長) 双方呼ぶ時には、ゴールをどこに定めるか、特に謝罪の場であれば、加害者を先に呼んで、今日はこのような場だということについて、しっかりと事前の指導・打合せを行う。その点が欠けていたと考えられることから、今後もしっかりと指導していく。 (指導課長) 意見書について、提出の時期は未定である。こちらから急かすものでもないので、真摯に待っている。報告書の提言の中に①から⑨まであったが、それを受けて、本市のいじめ対応について、うまくいった事例、まずかった事例、併せたものを事例集として作り、全校に配布した。これを活用し、研修を行っている。また、いじめ防対法に基づく対応について、年度当初の第1回指導主事

質 疑	応 答
(坂本 だいすけ 委員) 事案9について、A保護者は、なぜ調査を希望しないのか。再三にわたって学校が丁寧に対応しているとは思いますが、A保護者が調査を希望しないことについて、教育委員会としてどのように受け止めたのか。 (坂本 だいすけ 委員) 欠席が続いているとのことだが、その後、学校はどのような対応を行なっているのか。	会で、指導課長が作成した文書をもとに共通理解を図っている。昨年度から行っているが、今後も毎年継続していく。以前裁判となった事案も、いじめ防対法の認識が甘かったと指摘を受けていることから、同じような事案を生まないために、確実に今後も続けていきたい。 また、報告書では、「医療・福祉との連携をしっかりと行えていれば」とも述べられていることから、速やかに対応する体制を構築していく。 (指導課長) 調査を希望しない意向として3点。①学校の調査に納得している、②第三者委員会を立ち上げても結果が変わらないと捉えている、③早く前に進めたい、また聴き取り等により、傷つくことは避けたい、といったケースが考えられる。事案9については、保護者が聴き取りを何度も行うことを望んでいなかった。本人を守るために、ずっといじめのことで根掘り葉掘り聴き取られることを敬遠していると捉えている。 (指導課長) 発達にも課題がある。クリニックにも行っている、そのような機関とも連携を図り、今後、学籍の移動や登校復帰に向けてなどを含めて、幅

質 疑	応 答
(稲川 和成 委員) いじめ対応教員がどのような役割を担っているのかを読み取ることができない。いじめ対応教員は、9つの事案について、どのような役割を担っていたのかを聞きたい。	広く保護者と連携を図っている。 粘り強く、夏休みも連絡を取り合うよう指導している。 (指導課長) 毎年、複数回、いじめ対応教員を集め、研修を行なっている。第1回で役割についても話をしていいる。いじめ事案が発生した時は、情報がいじめ対応教員に集まる。場合によっては、管理職と協議の上、対応策を決定し、各学年の生徒指導担当、担任、部活動顧問に対して、指示をする。時には、全校体制で臨時職員会議を開いて、発信していく中心的役割を担うのがいじめ対応教員である。本人からの訴えを中心に聞いたり、保護者からの相談の窓口、未然防止のための校内研修での講師として他の職員への指導、教育委員会との連携、このようなことを中心的に行なっている。中学校は、生徒指導主任と兼務している場合もある。生徒指導主任は力のある教員を指名していることから、中心として活躍している。
(稲川 和成 委員) 事案8について、素晴らしい成功事例であるが、「学校は」という主語は、いじめ対応教員を主体とすると読み取っていいのか。中心的役割を	(指導課長) いじめ対応教員と教頭、学年主任。タッグを組んで迅速に対応した。

質 疑	応 答
担ったのは誰か。 (稲川 和成 委員) このような成功事例を各学校に広めて欲しい。 (要望) (稲川 和成 委員) 事例9について、春休みをまたいでしまった。担任が変わったり、校長が変わったり等、年度をまたいでしまうと、担当も変わると思うが、主な教職員は変わらずそのままだったのか。 (稲川 和成 委員) ADHD、LD等、様々な障害を持つ子ども達が学校に行けない状態になった場合、指導課としては、このまま通常学級でいくのかなど、保護者を含めて相談し、学校に復帰させるケースはあるのか。	(指導課長) 担任は変わっている。情報は確実に引き継がれている。 (指導課長) いじめだけではなく、不登校も同様に、発達に課題が見られるかもしれない子どもについては、教育研究所に依頼があり、授業の様子等を見て、検査や、保護者と子どもの面談を行う等のアプローチを行なっている。その段階を経て、場合によっては、就学支援委員会場で議論している。そこで、特別支援学級が妥当との見解が出たとしても、最終的には保護者の判断になる。学校や教育委員会が無理に特別支援学級に行かせることはできない。そのような段取りを踏んでおり、通常学級で生活のしづらさを感じている子どもには、しっかりと対応するよう指導している。

質 疑	応 答
(稲川 和成 委員) いじめの構成要員として、加害者と被害者、他に観衆と傍観者が考えられるが、全ての事案にその辺の記載がない。観衆、傍観者に関わる指導はどうなっているのか。 (稲川 和成 委員) 初期対応が悪いと子どもは心を閉ざす。保護者は学校への不信感を持つ。その結果自分で子どもをどう守ろうかとなる。その例が、裁判になった案件。二度とこのようなことが起きないように。川口市いじめから子どもを守る委員会への電話相談が15件。本来であれば、先生や親に相談すべきことが、こちらに電話をしなければいけない子どもの心理状況を、教育者として、今後、子ども部とも横の連携をしっかりとって、つかんで欲しい。多面的・多角的なものの見方・考え方をして子ども達を守って欲しい。(意見)	(指導課長) 傍観者が多く、問題視している。傍観者が相談者や仲裁者になれるかにかかっている。一人では止められなくても、そっと先生に教える等、仲間と一緒にあれば何とかできる。また、傍観もいじめに加担する一つになることをいじめ対応教員研修の中で、先生方に指導している。これに関しては、各学校でかなり浸透している。傍観者が仲裁者になるか相談者になるかがポイント。今後もしっかりと指導していく。

議案第106号

令和6年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和5年9月21日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

令和6年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針

1 基本方針

埼玉県教育委員会の示す人事異動の方針及び細部事項の実現を期し、本市の実情に基づき、適正な異動を推進する。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭、及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

令和6年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項

1 新採用教職員・転任・転補について

- (1) 新採用教職員の配置については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して行う。
- (2) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (3) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (4) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (5) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (6) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (7) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

川口市立芝西中学校陽春分校(夜間中学)、川口市立高等学校附属中学校については、学校規模や教育課程等を踏まえ、適材を配置し、教育の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。

- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 市として一貫した教育の推進を図るために、小・中学校と市立幼稚園、市立高等学校との人事交流に努める。
- (18) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (19) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (20) 本市の特別支援学級が増加していることに鑑み、特別支援学級の担当について、校内人事を含め、積極的に配置するよう配慮する。
- (21) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (22) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

2 人事交流関係について

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会と協議して行う。

3 その他

(1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

(2) 退職

ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによるものとする。

イ 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和5年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

市内異動に関する川口市立小・中学校地区について

1 基本方針

- (1) 埼玉県教育委員会の「令和6年度当初教職員人事異動方針」「令和6年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」及び川口市教育委員会の「令和6年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針」「令和6年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」に基づき、異動を行う。
- (2) 市内転補を異動の意向とする教職員は、所属校の存する地区以外の複数地区を「令和6年度当初人事に関する調書」の「異動にあたっての特記事項」欄に記入することができるものとする。

2 具体的な方策

(1) 小学校

- ① 市内を7地区に分割する。
- ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を3つ以上記入する。

(2) 中学校

- ① 市内を5地区に分割する。
- ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を2つ以上記入する。
- ③ 各学校の教科の所要状況を前提とする。

(3) その他

- ① 転補者を対象とする。
- ② 原則として、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員も地区制の対象とする。
- ③ 養護教諭、事務職員で小学校、中学校の両方に異動の意向がある場合は、小学校・中学校の地区を併せて記入することができる。
- ④ 特別支援学級及び通級指導教室に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、特別支援学級または通級指導教室への異動の意向のある旨を調書に記入する。
- ⑤ 川口市立芝西中学校陽春分校及び川口市立高等学校附属中学校に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、各学校への異動の意向のある旨を調書に記入する。

3 地区制による人事異動実施上の留意点

- (1) 調書中の市町村名は、必ず記入する。
- (2) 地区名の記入がない場合は、一任とみなす。また、学校名の記入については一切配慮しないこととする。
- (3) 転補者に対する意向の打診は、原則として行わない。

令和6年度 市内異動に関する川口市立小・中学校地区

[小学校]

地区	学 校 名
A	上青木小★ 青木北小★○ 並木小★ 前川小★ 青木中央小 前川東小★(新)○ 上青木南小 芝中央小
B	芝小★ 芝西小 芝南小★● 柳崎小★ 芝樋ノ爪小★○ 根岸小★ 在家小
C	本町小 幸町小★● 仲町小 飯塚小 舟戸小 飯仲小★ 原町小★●(新) 芝富士小★
D	元郷小★ 領家小★ 十二月田小 元郷南小★○ 朝日東小★ 朝日西小★ 東領家小
E	新郷小★ 安行小★ 新郷南小★ 新郷東小★ 慈林小★ 東本郷小★● 安行東小★
F	神根小★● 戸塚小★● 神根東小★ 差間小★ 戸塚東小★ 戸塚北小★○ 木曽呂小★ 戸塚綾瀬小★ 戸塚南小
G	鳩ヶ谷小● 中居小★ 辻小 里小★ 桜町小★○ 南鳩ヶ谷小★(新)

[中学校]

地区	学 校 名
A	芝中★ 芝東中 芝西中 岸川中★ 小谷場中 在家中★
B	北中 安行中★ 神根中 戸塚中★ 安行東中★ 戸塚西中★
C	東中★ 南中 元郷中★ 十二月田中 榛松中★ 領家中★
D	西中 青木中★ 上青木中★ 幸並中★(新) 仲町中★○
E	鳩ヶ谷中★○ 八幡木中★ 里中★

★特別支援学級設置校 ●難聴・言語障害通級指導教室設置校 ○発達障害・情緒障害通級指導教室設置校

※★(新)は特別支援学級新設予定校

記入例 <年度当初人事に関する調書>

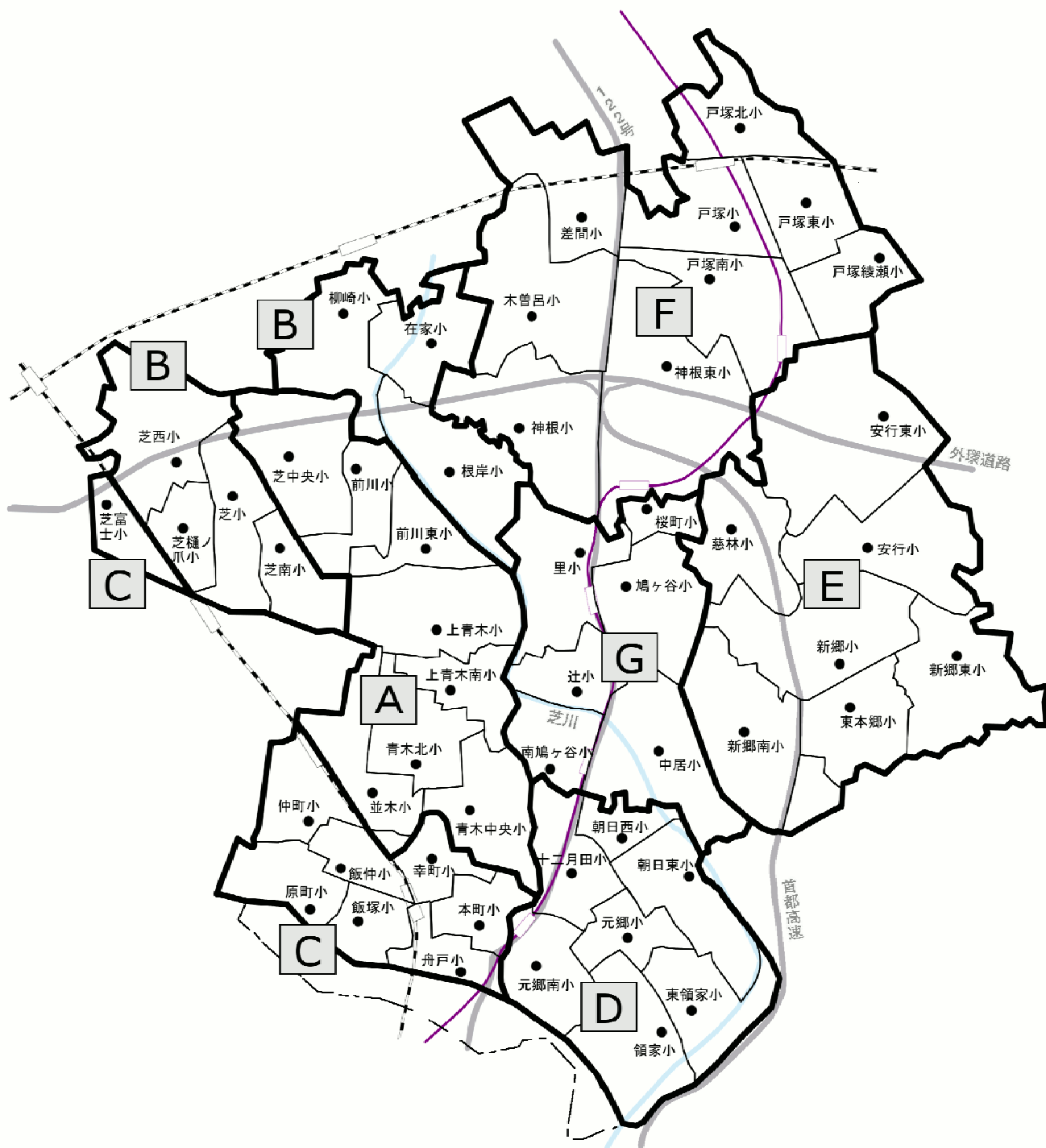
※市内異動に関して、地区を記入する場合

※川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望する場合は、地区を2つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に「川口市立芝西中学校陽春分校」への異動を希望しますと記入してください。

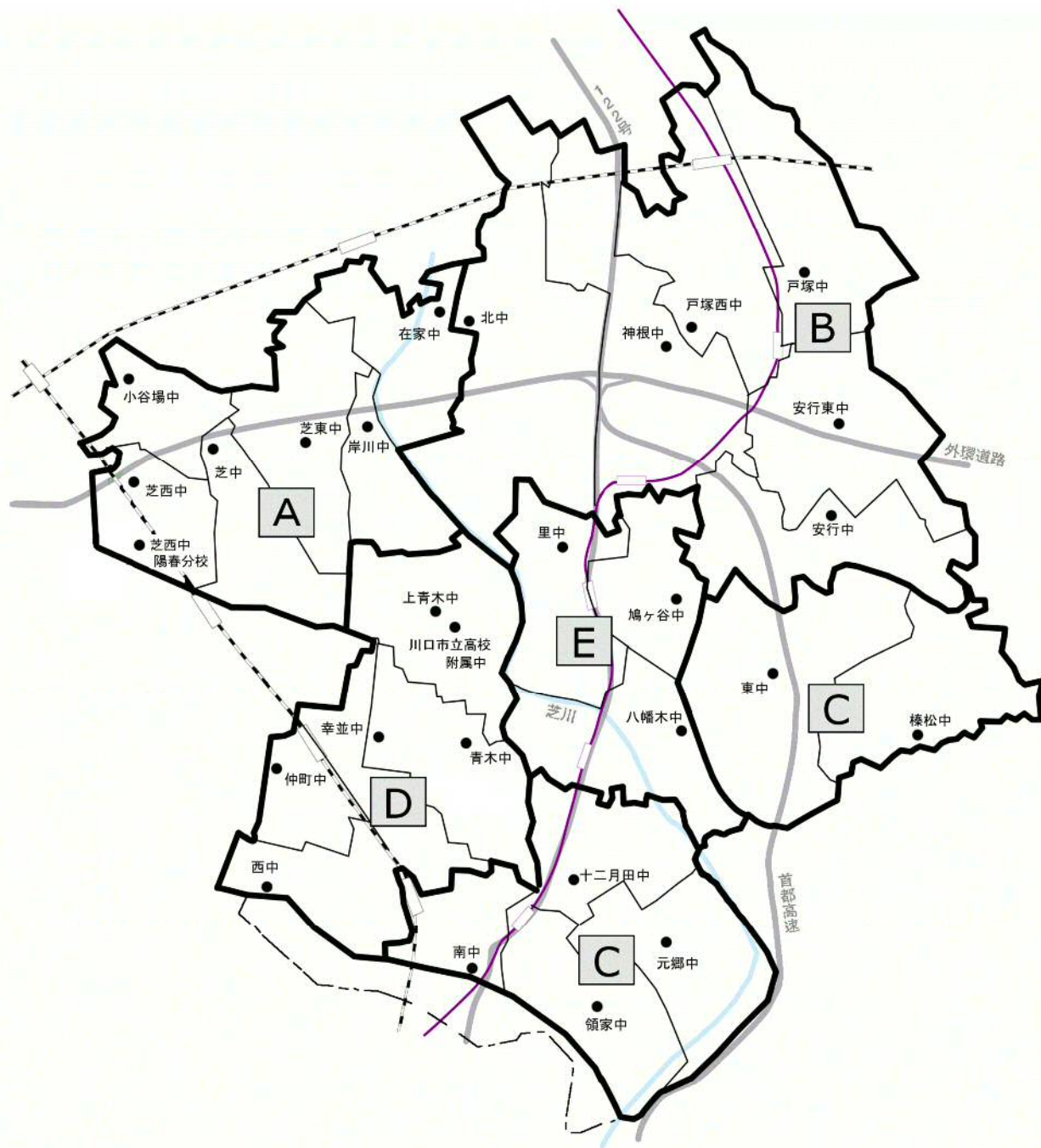
※川口市立高等学校附属中学校への異動を希望する場合は、地区を2つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に「川口市立高等学校附属中学校」への異動を希望しますと記入してください。

異動にあたっての特記事項	小B 小D 小F <u>原則として、所属校を含む地区以外を3つ以上記入する。(小学校)</u>
異動にあたっての特記事項	川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望します 中A 中B <u>原則として、所属校を含む地区以外を2つ以上記入する。(中学校)</u>
異動にあたっての特記事項	川口市立高等学校附属中学校への異動を希望します 中C 中D <u>原則として、所属校を含む地区以外を2つ以上記入する。(中学校)</u>

市内異動に関する小学校地区



市内異動に関する中学校地区



令和5年度 川口市立小・中学校 学校別・地区別教員平均年齢分布

(校長、教頭、再任用教職員、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員を除く)

1 学校別

	小 学 校	中 学 校
40 歳以上	神根東小、根岸小、朝日西小	幸並中、芝西中陽春分校
38 歳以上 40 歳未満	芝小、領家小、戸塚小、 芝南小、朝日東小、芝富士小、 芝樋ノ爪小、東本郷小、 東領家小、桜町小	芝中、小谷場中
36 歳以上 38 歳未満	仲町小、神根小、舟戸小、 十二月田小、並木小、安行小、 元郷南小、芝中央小、新郷東小、 慈林小、在家小、戸塚東小、 木曾呂小、戸塚綾瀬小、戸塚南小、 辻小、南鳩ヶ谷小	南中、青木中、上青木中、 十二月田中、芝西中、 榛松中、神根中、領家中、 戸塚中、在家中、安行東中、 川口市立高等学校附属中、里中
34 歳以上 36 歳未満	幸町小、上青木小、飯塚小、 新郷小、青木北小、飯仲小、 前川小、前川東小、柳崎小、 上青木南小、差間小、安行東小、 戸塚北小、鳩ヶ谷小、 中居小、里小	東中、北中、元郷中、 仲町中、安行中、 戸塚西中、鳩ヶ谷中、八幡木中
32 歳以上 34 歳未満	本町小、元郷小、原町小、 青木中央小、芝西小、新郷南小	西中、芝東中、岸川中

2 地区別（芝西中学校陽春分校、川口市立高等学校附属中学校を除く）

	小 学 校	中 学 校
39 歳以上 40 歳未満		
38 歳以上 39 歳未満	D 地区	
37 歳以上 38 歳未満	B 地区、F 地区	
36 歳以上 37 歳未満	E 地区、G 地区	A 地区、B 地区、C 地区、D 地区
36 歳未満	A 地区、C 地区	E 地区

3 市内平均年齢

*令和6年3月31日現在における教員の平均年齢

小 学 校	中 学 校
36.2 歳	36.3 歳

4 埼玉県・全国の平均年齢

埼 玉 県（令和4年度学校教員統計調査）		全 国（令和4年度学校教員統計調査）	
小学校	中学校	小学校	中学校
39.8 歳	40.9 歳	42.1 歳	43.0 歳

埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援 学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援 学級数	教 員		
37	43	1	2				
38	44	1	2	1	1		
39	45	1	2	2	3		
40	47	1	2	3	4		
41	48	1	2	4	6		
42	49	1	2	5	7		
43	50	1	2	6	9		
44	51	1	2	7	10		
45	52	1	2				
46	53	1	2				
47	54	1	2				
48	55	1	2				

養護教員については、小学校が児童数851人以上の場合、中学校が生徒数801人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

基準外配当教員に係る算出表(中学校)

<u>生徒数</u> ※ 中学校第1学年が該当学年となる。	<u>基準外配当教員</u> ※ 基準教員数に加え、該当学年につき1名の教員が配当される。	<u>標準学級数(40人編制)</u>
1～38		1学級
39～40	基準外配当 1名	
41～76		2学級
77～80	基準外配当 1名	
81～114		3学級
115～120	基準外配当 1名	
121～152		4学級
153～160	基準外配当 1名	
161～190		5学級
191～200	基準外配当 1名	
201～228		6学級
229～240	基準外配当 1名	
241～266		7学級
267～280	基準外配当 1名	
281～304		8学級
305～320	基準外配当 1名	



教 県 第 4 8 6 号
令和 5 年 8 月 2 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和 6 年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。



令和 6 年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和 6 年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和 5 年 8 月 2 1 日

埼玉県教育委員会

令和6年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢^{てき}し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全体的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。



教小第296号
令和5年8月22日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

令和6年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和6年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。





教小第357号
令和5年9月6日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

令和6年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
の一部訂正について（通知）

令和5年8月22日付、教小第296号で通知した「令和6年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項について（通知）」につきまして、下記のとおり、一部訂正をしましたのでお知らせします。

記

【訂正後】

1 基本方針関係

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

【訂正前】

1 基本方針関係

(2) 再任用職員

再任用職員については、職員の再任用に関する条例によるものとし、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。



令和6年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和6年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和6年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立つて行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

(3) 役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
 - ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
 - イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。
- (2) 退職
 - ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例に定めるところによるものとする。
 - イ 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。
なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和5年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。